

資料編

- 資料 1. 貯水槽水道等に係る衛生管理状況（平成16年度）について
- 資料 2. 地方自治体の貯水槽水道関連資料
 - 2-1 東京都（貯水槽管理点検要領）
 - 2-2 横浜市（横浜市 条例）
 - 2-3 沖縄県（沖縄県における貯水槽水道の現況等）
- 資料 3. 貯水槽水道に関するアンケート調査のお願い、アンケート調査票
- 資料 4. 米国EPA「Community Water System Survey 2000」（抜粋）

貯水槽水道等に係る衛生管理状況（平成16年度）について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、各都道府県、保健所設置市及び特別区の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県、保健所設置市、特別区の水道担当部局に対し、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道について、平成16年度の衛生管理状況の調査を実施した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があつたために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査結果

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
検査対象施設数	190,150	194,278	196,381	201,809	206,451
検査実施施設数	162,186	165,034	165,408	167,497	166,839
受検率	85.3%	84.9%	84.2%	83.0%	80.8%

注) 各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

項目		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
検査指摘施設数		68,386	70,816	68,598	62,431	47,625
検査指摘率		42.2%	42.9%	41.5%	37.3%	36.2%*
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	11.2%	10.3%	10.2%	9.6%	17.4%
	受水槽本体の状態	6.8%	6.7%	6.7%	6.7%	18.5%
	受水槽上部の状態	4.3%	4.0%	4.0%	3.8%	7.7%
	受水槽内部の状態	4.8%	4.9%	4.6%	4.8%	11.8%
	マンホールの状態	8.2%	8.1%	8.5%	7.9%	20.7%
	オーバーフロー管の状態	5.2%	5.4%	5.4%	5.0%	12.2%
	通気管の状態	5.4%	5.5%	6.0%	5.6%	14.8%
	水抜き管の状態	4.8%	3.4%	3.8%	4.1%	9.3%
	高置水槽本体の状態	4.3%	4.4%	4.4%	3.8%	9.4%
	高置水槽上部の状態	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	2.6%
水質検査	高置水槽内部の状態	3.7%	3.7%	3.4%	3.3%	9.7%
	マンホールの状態	6.8%	6.9%	6.9%	6.0%	16.5%
	オーバーフロー管の状態	4.1%	4.4%	3.5%	3.1%	8.1%
	通気管の状態	6.2%	6.5%	6.6%	5.8%	14.2%
	水抜き管の状態	1.8%	1.6%	1.4%	1.4%	3.3%
	他 紙水管等の状態	1.4%	1.4%	1.3%	1.1%	1.1%
水質検査	臭気	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	味	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	色	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	色度	-	-	-	-	0.1%
	濁度(濁り含む)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	残留塩素	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	1.5%
書類の整備保存の状況		15.1%	14.6%	14.6%	13.1%	23.9%

注) 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

- ・平成15年度までの検査項目別の指摘率は、検査実施施設に対する割合（複数回答あり）
- ・平成16年度の検査項目別の指摘率は、検査指摘施設に対する割合（複数回答あり）

*平成16年度の指摘率は、検査項目別の指摘内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数

(131,545施設)に対する割合

表1－3－1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があつた」ために報告された内容の推移

項目		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
報告施設数		1,624	1,636	1,623	1,343	856
報告率		0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%※
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	5.3%	5.8%	6.7%	7.8%	25.9%
	受水槽本体の状態	22.2%	18.7%	20.1%	22.6%	37.9%
	受水槽上部の状態	3.3%	4.5%	4.6%	4.5%	9.5%
	受水槽内部の状態	15.2%	18.8%	18.7%	25.7%	21.5%
	マンホールの状態	19.6%	8.0%	9.9%	11.8%	32.6%
	オーバーフロー管の状態	5.7%	5.7%	6.2%	10.3%	22.2%
	通気管の状態	6.0%	6.4%	6.2%	8.8%	18.7%
	水抜き管の状態	2.3%	2.8%	3.1%	7.4%	25.5%
	高置水槽本体の状態	14.0%	13.9%	11.3%	10.6%	20.9%
	高置水槽上部の状態	1.2%	1.8%	4.6%	3.1%	3.2%
水質検査	高置水槽内部の状態	9.0%	10.3%	9.7%	9.2%	18.2%
	マンホールの状態	12.3%	7.9%	9.2%	9.2%	40.8%
	オーバーフロー管の状態	3.6%	4.2%	4.1%	8.3%	16.1%
	通気管の状態	9.8%	8.4%	7.5%	8.6%	32.0%
	水抜き管の状態	1.1%	1.8%	2.2%	3.6%	5.0%
	他 紙水管等の状態	2.8%	1.9%	1.4%	2.1%	1.9%
水質検査	臭気	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.4%
	味	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%
	色	0.7%	1.9%	0.6%	0.6%	0.5%
	色度	—	—	—	—	2.6%
	濁度(濁り含む)	0.2%	0.4%	0.4%	0.4%	1.2%
	残留塩素	20.5%	17.9%	17.7%	13.3%	18.9%
	書類の整備保存の状況	8.4%	5.7%	5.7%	11.3%	11.7%

注) 上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、

特に衛生上問題があると認められたため、行政庁へ報告の措置が行われた施設数であり、

平成15年9月末までは、昭和53年6月5日付け水道環境部長通知(環水第63号)の規定に基づき、衛生上問題があると認められたため、検査機関から行政庁に対して通報の措置が行われた施設数である。

・平成15年度までの報告(通報)率は検査実施施設数に対する報告(通報)の措置が行われた施設数の割合

※平成16年度の報告(通報)率は、検査項目別の指摘内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数(148,715施設)に対する報告(通報)の措置が行われた施設数の割合

・検査項目別の報告(通報)率は、報告(通報)施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があつた」ために報告された内容

		平成16
報告施設数	856	
報告率	0.6%	
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	5.1%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.7%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	20.4%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がってないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.6%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	41.8%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	19.6%

- 注)・上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。
- ・報告率は、報告内容別内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数(148,715施設)に対する報告の措置が行われた施設数の割合
 - ・内訳別の報告率は報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査数

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	5,471	689	440	3
保健所設置市	4,660	1,163	617	1
特別区	279	65	45	0
合計	10,410	1,917	1,102	4

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成16年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除いた各都道府県の実績

(保健所設置市)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)		検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
北海道	2,883	2,349	81.5	札幌	4,290	3,394	79.1
青森	1,213	1,143	94.2	小樽	258	243	94.2
岩手	1,990	1,694	85.1	函館	494	320	64.8
宮城	1,373	1,204	87.7	旭川	456	372	81.6
秋田	577	517	89.6	仙台	3,646	1,363	37.4
山形	1,229	1,046	85.1	秋田	601	432	71.9
福島	1,636	1,320	80.7	郡山	712	535	75.1
茨城	3,270	2,611	79.8	いわき	445	362	81.3
栃木	1,739	1,185	68.1	宇都宮	1,067	811	76.0
群馬	2,514	1,902	75.7	さいたま	2,698	1,842	68.3
埼玉	10,001	5,893	58.9	川越	908	486	53.5
千葉	5,803	5,404	93.1	千葉	1,604	1,469	91.6
東京	9,214	7,437	80.7	船橋	1,148	917	79.9
神奈川	5,205	4,513	86.7	横浜	9,397	8,168	86.9
新潟	1,836	1,420	77.3	川崎	3,605	2,950	81.8
富山	571	490	85.8	横須賀	612	502	82.0
石川	619	486	78.5	相模原	991	849	85.7
福井	587	566	96.4	新潟	1,468	1,333	90.8
山梨	1,428	1,027	71.9	富山	344	292	84.9
長野	1,729	1,380	79.8	金沢	464	361	77.8
岐阜	1,159	1,142	98.5	長野	403	364	90.3
静岡	3,307	2,834	85.7	岐阜	344	339	98.5
愛知	4,065	3,711	91.3	静岡	1,198	1,078	90.0
三重	1,528	1,029	67.3	浜松	836	752	90.0
滋賀	2,073	1,727	83.3	名古屋	5,468	4,886	89.4
京都	1,494	1,099	73.6	豊橋	500	422	84.4
大阪	7,207	5,659	78.5	豊田	445	405	91.0
兵庫	4,099	3,711	90.5	岡崎	539	351	65.1
奈良	1,218	1,075	88.3	京都	3,570	3,250	91.0
和歌山	491	465	94.7	大阪	8,376	6,484	77.4
鳥取	847	790	93.3	堺	1,144	952	83.2
島根	845	717	84.9	東大阪	790	583	73.8
岡山	516	466	90.3	高槻	374	300	80.2
広島	1,395	1,139	81.6	神戸	2,938	2,567	87.4

山 口	1,321	855	64.7
徳 島	1,052	544	51.7
香 川	835	665	79.6
愛 媛	1,004	900	89.6
高 知	269	256	95.2
福 岡	1,834	1,528	83.3
佐 賀	1,082	1,024	94.6
長 崎	590	528	89.5
熊 本	478	466	97.5
大 分	573	500	87.3
宮 崎	446	408	91.5
鹿児島	1,005	798	79.4
沖 縄	2,711	2,584	95.3
合 計	98,861	80,207	81.1

本表は、保健所設置市、特別区を除いた

各都道府県の検査実績を示す。

尼 崎	920	852	92.6
西 宮	1,274	1,184	92.9
姫 路	1,053	1,000	95.0
奈 良	590	519	88.0
和 歌 山	634	524	82.6
岡 山	1,071	963	89.9
倉 敷	474	435	91.8
広 島	3,077	2,250	73.1
呉	418	310	74.2
福 山	640	486	75.9
下 関	486	321	66.0
高 松	761	701	92.1
松 山	1,030	444	43.1
高 知	429	410	95.6
福 岡	4,663	4,131	88.6
北九州	2,800	2,061	73.6
大牟田	125	124	99.2
長 崎	672	584	86.9
佐世保	327	273	83.5
熊 本	1,086	992	91.3
大 分	683	577	84.5
宮 崎	872	767	88.0
鹿児島	926	851	91.9
合 計	7,144	70,493	80.9

(特別区)

(合計)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
千代田	815	370	45.4
中 央	825	510	61.8
港	1,701	1,360	80.0
新 宿	1,534	1,272	82.9
文 京	661	497	75.2
台 東	566	463	81.8
墨 田	471	343	72.8
江 東	1,196	1,100	92.0
品 川	1,105	595	53.8
目 黒	552	399	72.3
大 田	1,288	1,120	87.0
世 田 谷	1,303	1,177	90.3
渋 谷	1,093	925	84.6
中 野	479	312	65.1
杉 並	589	343	58.2

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
都 道 府 県	98,861	80,207	81.1
保健所設置市	87,144	70,493	80.9
特 別 区	20,446	16,139	78.9
合 計	206,451	166,839	80.8
平成15年度	201,809	167,497	83.0

注：特別区内のビル管理法が適用される簡易専用水道の一部（延べ床面積10,000m²以上）については、東京都分として計上した。

検査実施箇所数には、都道府県等から収集した情報の他に、登録検査機関から収集した情報も一部含む。

豊 島	587	570	97.1
北	587	494	84.2
荒 川	372	342	91.9
板 橋	1,122	912	81.3
練 馬	971	711	73.2
足 立	1,073	968	90.2
葛 飾	773	721	93.3
江戸川	783	635	81.1
合 計	20,446	16,139	78.9

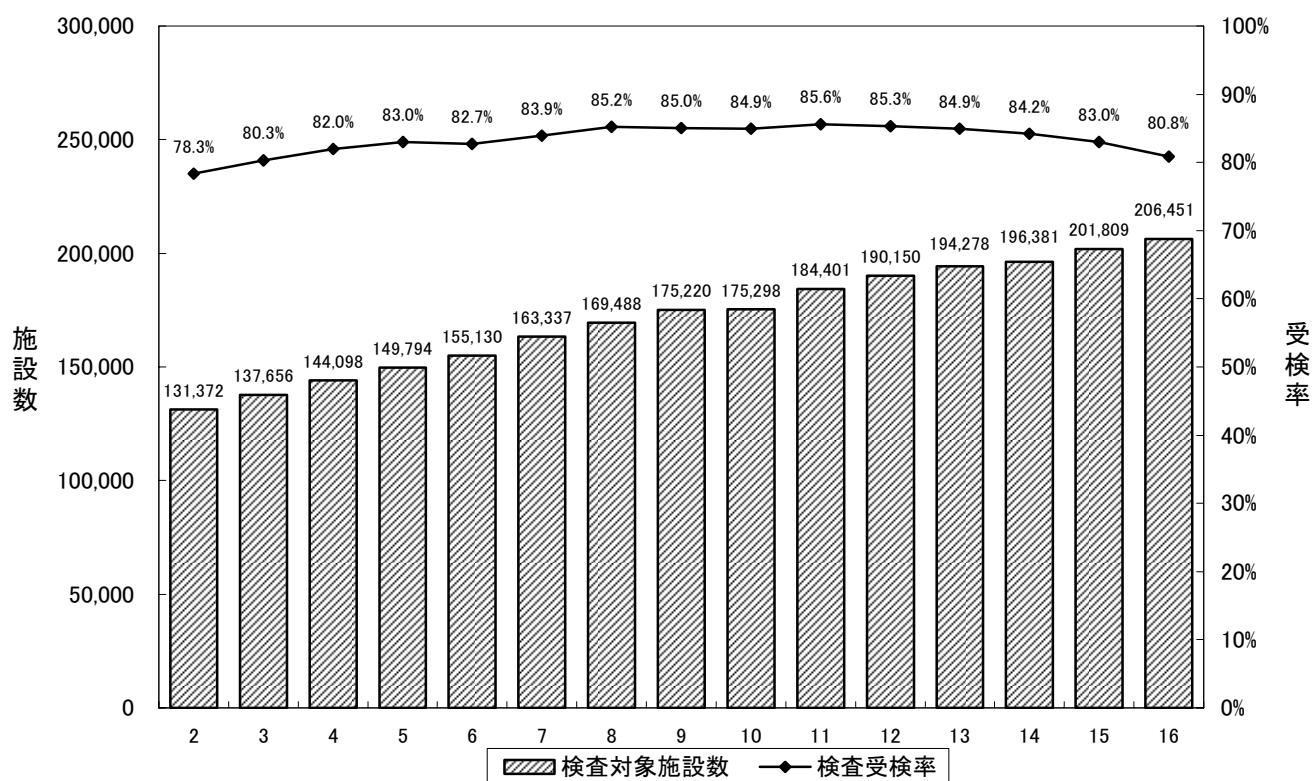


図1－1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

(2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。

実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2－1、2－2に示す。

また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2－3のとおりである。

表2－1 小規模貯水槽水道の設置状況

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
施設数	745,414	754,319	768,426	890,470	907,055
検査実施施設数	24,381	24,657	25,156	31,159	26,411

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
検査指摘施設数		12,918	12,060	11,047	14,041	9,498
検査指摘率		53.0%	48.9%	43.9%	45.0%	36.0%
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	11.9%	11.2%	9.5%	12.1%	6.4%
	受水槽本体の状態	3.5%	3.3%	3.2%	9.5%	2.9%
	受水槽上部の状態	1.3%	1.5%	1.6%	28.1%	1.1%
	受水槽内部の状態	11.4%	12.4%	10.0%	9.1%	7.6%
	マンホールの状態	15.8%	17.8%	16.2%	17.2%	11.1%
	オーバーフロー管の状態	11.6%	11.2%	11.8%	10.4%	7.1%
	通気管の状態	3.4%	3.8%	3.9%	4.3%	3.8%
	水抜き管の状態	2.0%	1.9%	2.9%	3.7%	3.2%
	高置水槽本体の状態	2.6%	2.9%	2.7%	3.2%	2.1%
	高置水槽上部の状態	0.3%	0.4%	0.4%	1.6%	0.7%
	高置水槽内部の状態	8.5%	8.3%	4.8%	6.4%	4.8%
	マンホールの状態	15.0%	15.9%	12.8%	13.7%	9.2%
	オーバーフロー管の状態	10.7%	9.9%	8.2%	8.0%	5.1%
	通気管の状態	3.9%	4.2%	4.0%	4.2%	3.3%
	水抜き管の状態	1.2%	1.2%	1.1%	1.3%	1.1%
	他 給水管等の状態	0.8%	0.9%	0.8%	1.6%	0.3%
水質検査	臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	色	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
	色度	-	-	-	-	0.1%
	濁度(濁りを含む)	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	残留塩素	1.8%	2.4%	1.1%	2.0%	1.3%
	書類の整備保存の状況	25.9%	20.0%	19.8%	15.0%	14.4%

注) 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成17年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
岩手県	要領	H15.3.27	全施設	函館市	要領	H14.12.1	全施設
宮城县	条例	S50.7.1	5m3超	旭川市			
秋田県	要領	S62.4.1	全施設	仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
山形県	要領	H3.11.20	全施設	秋田市	要領	H10.4.1	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超	郡山市	条例	H8.12.20	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設	いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超		要領	H12.4.1	5m3以下
栃木県	要領	H1.6.15	全施設		条例	S44.10.17	全施設
群馬県	要領	S48.1.15	全施設	宇都宮市	要領	H14.4.1	全施設
埼玉県				さいたま市	条例	H15.4.1	全施設
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上	川越市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	条例	H15.4.1	5m3超及び特定施設	千葉市	その他	H15.4.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設		条例	H4.4.1	50人以上
新潟県	条例	S33.4.1	30人以上		要領	H12.6.1	50人以上
	要綱	H14.10.18	全施設	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
富山县				横浜市	条例	H4.4.1	専ら一戸の住宅に供給するものを除く全施設
石川県				川崎市	要領	H16.5.21	8m3以下
福井県	要領	S63.4.1	全施設		条例	H7.10.1	専ら一戸の住宅に供給するものを除く全施設
山梨県	要領	H14.12.4	全施設	相模原市	要綱	S62.12.8	
長野県	要綱	S61.8.29	全施設		条例	H8.10.1	全施設
岐阜県				新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
静岡県				富山市			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設	長野市	要綱	H11.4.1	50人以上
三重県	条例	S41.7.5	50人以上	岐阜市	要綱	H15.4.1	全施設
滋賀県	要領	H1.2.21	全施設	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設	浜松市	要領	S63.11.1	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設	名古屋市	要綱	S.52.1.1	全施設
兵庫県	要領	H17.4.1	全施設	豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
奈良県				豊田市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山县				岡崎市	その他	H11.1.8	全施設
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設				
島根県				京都市	要領	H2.10.29	全施設
岡山县	要領	H15.4.1	全施設	大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設	堺市	要綱	H6.4.1	全施設
山口県				東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	高槻市	要領	H15.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	神戸市	要綱	H11.4.1	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設	尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
高知県	要領	H9.8.1	全施設	西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設	姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
佐賀県				奈良市	要領	H16.4.1	全施設
長崎県	要領	S59.7.1	全施設				
熊本県				和歌山市			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設	岡山市	要領	H15.4.1	全施設
宮崎県	要綱	S61.4.1	全施設				
鹿児島県	要領	H2.7.1	全施設				
沖縄県	要領	S60.6.27	全施設				

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
倉敷市	要領	H15.3.14	全施設
広島市	要領	H13.1.6	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	S41.12.27	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	(要領)		
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H3.4.1	全施設
長崎市	条例	H15.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	(要領)		
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H15.4.1	全施設
鹿児島市	条例	S53.8.19	全施設
	要領	H15.4.1	全施設

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.5.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
	要領	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H6.4.1	全施設
	要領	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	S59.6.1	全施設
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.6.1	全施設
品川区	要綱	S60.4.1	全施設
品川区	要領	S60.4.1	全施設
目黒区	要綱	S.59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m ² 以上
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.4.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.10.30	全施設
杉並区	要綱	S59.5.16	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
	要領	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-1、2-2に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成16年度全国計)

		施設数	検査実施 施設数	受検率	検査指摘 施設数	検査 指摘率
小規模 貯水槽 水道	$0 \text{ m}^3 < V \leq 5 \text{ m}^3$	167,687	1,705	-	741	-
	$0 \text{ m}^3 < V \leq 3 \text{ m}^3$	50,267	1,896	-	797	-
	$3 \text{ m}^3 < V \leq 5 \text{ m}^3$	639,115	8,235	-	4,118	-
	$5 \text{ m}^3 < V \leq 10 \text{ m}^3$	163,268	12,109	-	3,918	-
	* 全体計	907,055	26,411	-	9,498	-
簡易 専用 水道	$10 \text{ m}^3 < V \leq 20 \text{ m}^3$	91,135	60,590	66.5%	20,840	34.4%
	$20 \text{ m}^3 < V \leq 40 \text{ m}^3$	61,335	44,981	73.3%	13,215	29.4%
	$40 \text{ m}^3 < V \leq 60 \text{ m}^3$	18,918	13,112	69.3%	3,671	28.0%
	$60 \text{ m}^3 < V \leq 80 \text{ m}^3$	7,477	5,152	68.9%	1,235	24.0%
	$80 \text{ m}^3 < V \leq 100 \text{ m}^3$	5,215	3,545	68.0%	828	23.4%

100 m ³ < V	7,116	4,832	67.9%	977	20.2%
* 全体計	206,451	166,839	80.8%	47,625	36.2%*

注) 各容量区分毎の詳細な数値が不明の場合は、明確な区分のみへの数値の計上を可として調査しているため、各区分欄の和と区分計欄*の数値は必ずしも一致しない。

*検査指摘率は、検査項目別の指摘内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数(131,545 施設)に対する割合

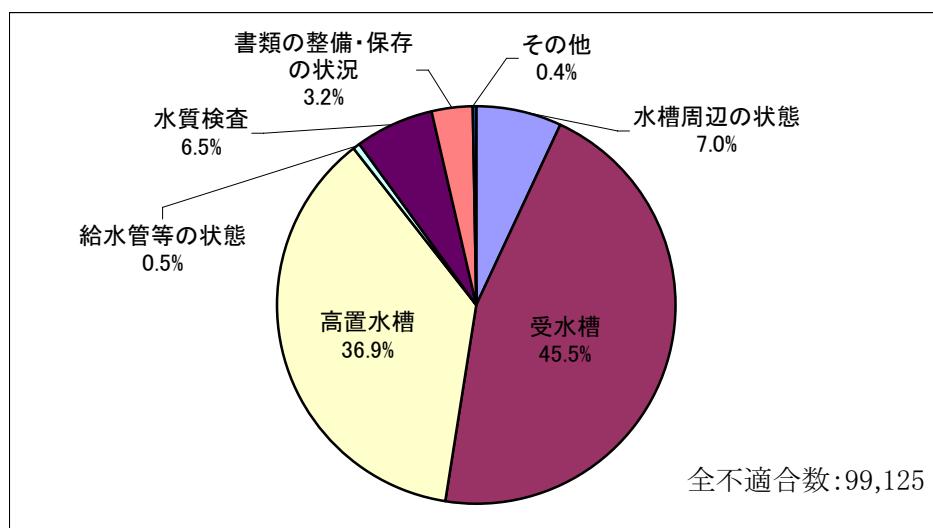


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区別割合(平成16年度)

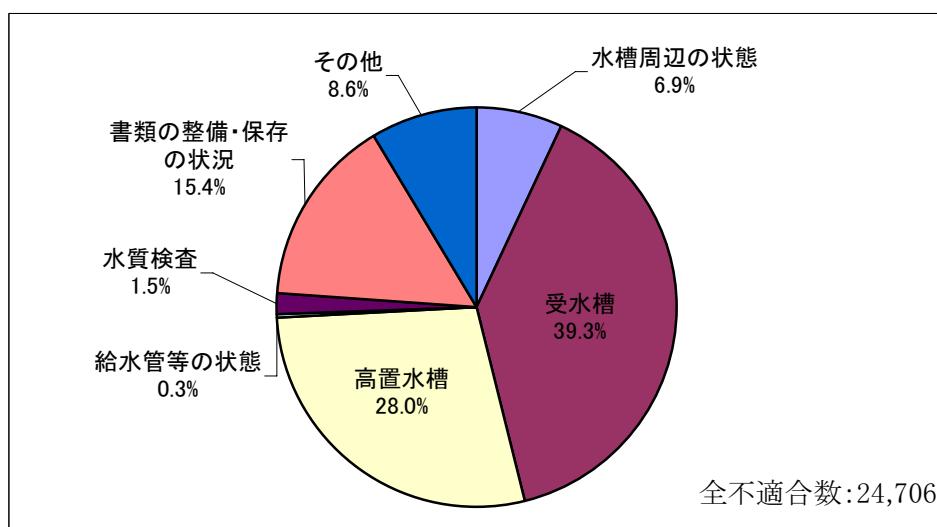


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合(平成16年度)

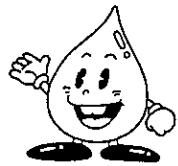
- 注) • 本図は表1-2及び2-2に示す不適合項目毎に各都道府県等に報告のあった指摘件数を区別別に集計し、その総計に対する各区別指摘件数の百分率を示す。
• その他とは、各自治体が独自に規定した検査項目である。

貯水槽管理点検要領

(管理チェックリストによる点検)



東京都水道局



この点検要領は、「貯水槽水道管理チェックリスト（貯水槽水道設置者（管理者）用）」により、貯水槽を点検する場合の点検ポイントが記してあります。
点検の際に、ご活用ください。

貯水槽水道管理チェックリスト（貯水槽水道設置者(管理者)用）

<実施日>		H . .	H . .	H . .	H . .	
		受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽	受水槽
周 囲		点検・清掃・修理等に支障はないか。				
		タンク周辺は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。				
		タンク周辺にたまり水や湧水はないか。				
本 体		内部の点検・清掃・修理等に支障のない計上であるか。				
		亀裂・漏水箇所はないか。				
		雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。				
内 部		壁面の汚れ・異物・浮遊物・漏りはないか。				
		給水管以外の設備・配管の貫通はないか。				
		外壁劣化等により光が透過する状態にはなっていないか。				
マンホール		タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。				
		蓋は防水密閉型のものであり、異物物が入らない構造であるか。				
		施錠等により、容易に開閉できないものであるか。				
越流管		越流管・通気管の端部から異物等が入らない構造であるか。				
通気管		越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。				
水抜管		越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。				
給水管		当該設備以外の配管と直接連結されていないか。				
水 質		臭い 給水栓における水に異常な臭気がないか。				
		味 給水栓における水に異常な味がないか。				
調 濃		色 給水栓における水に異常な色がないか。				
査 残留		濁り 給水栓における水に異常な色がないか。				
塩素		0.1mg/L以上検出されるか。	タンク以下			
			直結部			
<備考>				実施者名	実施者名	実施者名

目 次

1 タンクの周囲の状態

- 1) 点検・清掃・修理等に支障はないか。
- 2) タンク周辺は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。
- 3) タンク周辺にたまり水や湧水はないか。

2 タンク本体の状態

- 1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。
- 2) 龜裂・漏水箇所はないか。
- 3) 雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。

3 タンク内部の状態

- 1) 壁面の汚れ・異物・浮遊物・濁りはないか。
- 2) 給水管以外の設備・配管の貫通はないか。
- 3) 外壁劣化等により光が透過する状態になっていないか。

4 タンクマンホールの状態

- 1) タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。
- 2) 蓋は防水密閉型のものであり、異物等が入らない構造であるか。
- 3) 施錠等により、容易に開閉できないものであるか。

5 越流管・通気管・水抜管の状態

- 1) 越流管・通気管の管端部から異物等が入らない構造であるか。
- 2) 越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。
- 3) 越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。

6 給水管の状態

- 1) 当該設備以外の配管と直接連結されていないか。

7 水質調査

- 1) 臭い
- 2) 味
- 3) 色
- 4) 濁り
- 5) 残留塩素濃度

1 タンクの周囲の状態

1) 点検・清掃・修理等に支障はないか。

- ① マンホールからの出入りに支障となる位置には梁等が存在しないこと。
- ② 高置タンクにおいては点検等に支障のないよう安全対策が施されていること。
※ 地下式タンクについては、外部からの点検が不可能であるため、タンク清掃時に内部から点検を行う。

2 タンク周辺^{*1}は清潔であり、ごみ・汚物等が置かれていなか。

- ① ごみの集積場、汚水処理施設等が近くにないこと。また、汚水配管の通気管管端部や空調施設の排気口が近くにないこと。
- ② 廃棄物や薬品等水を汚染するおそれのあるものがタンクの近くにないこと。
- ③ 鳥害対策^{*2}がとられていること。
- ④ タンク上部の空間に汚水管がないこと。
- ⑤ タンク上部に汚水管がある場合には、漏水が発生してもタンクが汚染されないように汚水管下部に樋や受け皿が設置されていること。
- ⑥ タンク周辺には落葉や雑草等がないこと。
- ⑦ FRP製タンクでは、表面劣化によるガラス繊維の剥離、飛散等がないこと。
このような現象が認められた場合は、タンクの塗装を実施すること。
- ⑧ タンク上部に勾配がない場合、雨水等の排水不良箇所が存在しないこと。

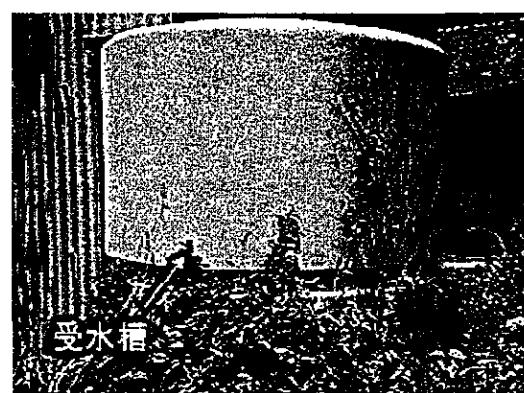
※1・具体的には5m程度のことをいう。

※2・アンテナをタンク周辺から離れたところに設置する。

- ・防護ネットでタンク周囲を覆う。
 - ・タンク周辺に針状突起物を設置する。
- などが考えられる。



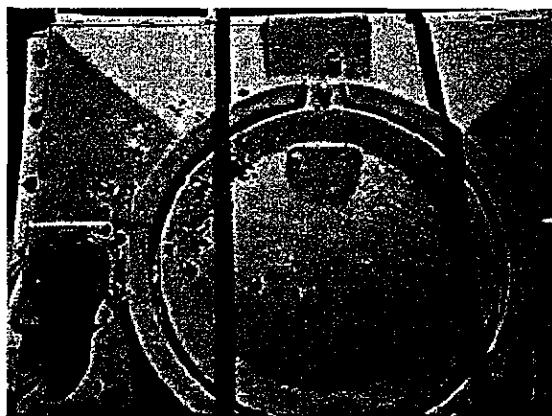
例図-1



例図-2

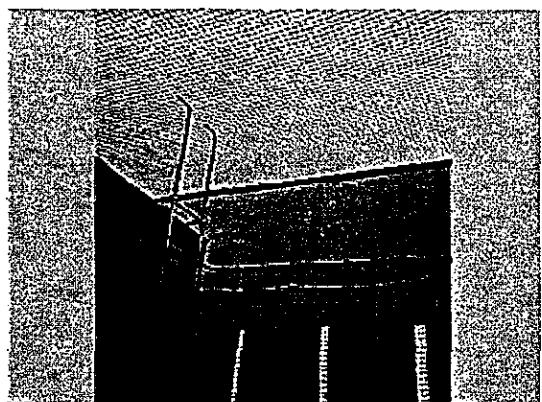
× タンク周辺が物置と化している。

× タンク周辺に雑草が生い茂っていて、虫のすみかになりやすい。
防虫網に問題が見られる場合にタンク内に侵入する可能性がある。



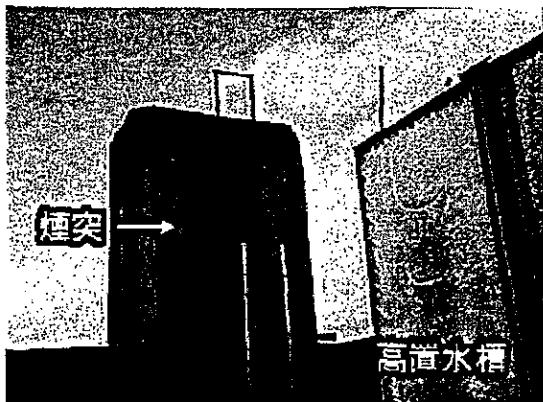
例図-3

× 鳥の糞が確認される。



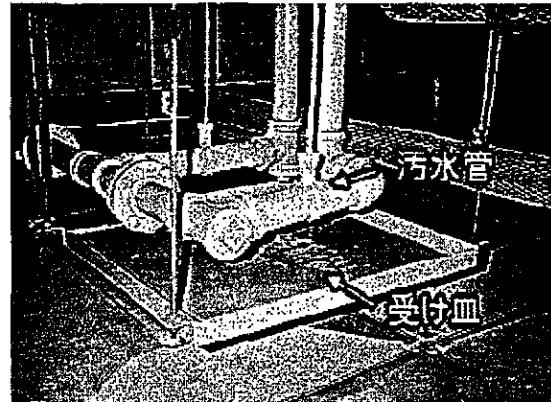
例図-4

○ 鳥の侵入防止のため防護ネットを設置した。



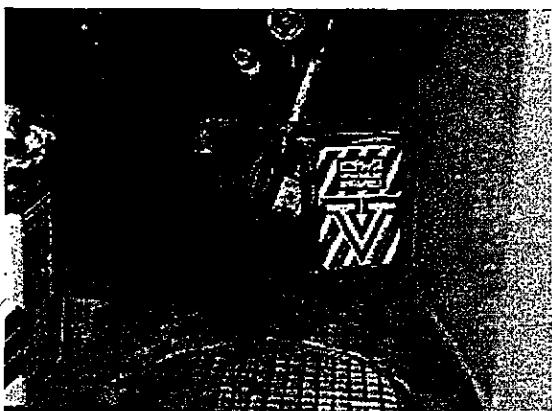
例図-5

× 高置タンクに煙突が近接している。
この場合通気管等から煤煙がタンク内に侵入する可能性がある。



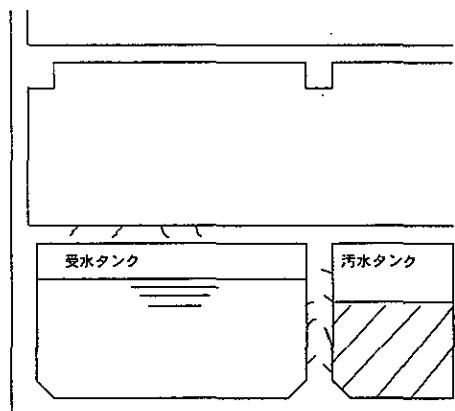
例図-6

○ タンク上部にある汚水管の下に受け皿を設置してタンクの汚染を防護している。



例図-7

× 地下式タンクの上部に油缶が置かれている。タンクに亀裂が存在し、かつ、缶を倒した場合に飲料水が汚染される場合もある。



例図-8

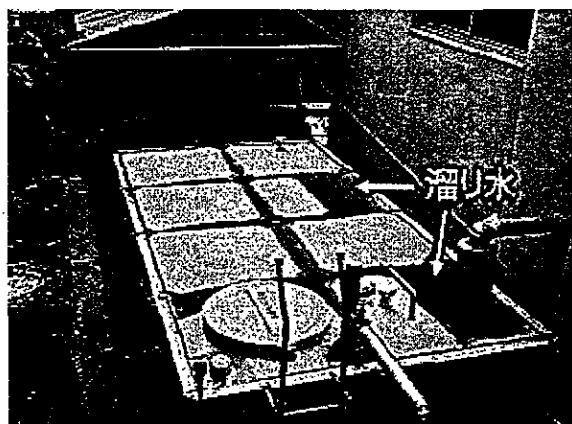
× このタンクは地下式タンクで汚水タンクと槽壁を共有している。

③ タンク周辺にたまり水や湧水はないか。



例図-9

- ✗ 屋上の排水不良によりタンク周辺にたまり水が確認される。これは蚊の発生原因となるため、衛生的な環境が保持できない。



例図-10

- ✗ タンク上部にたまり水が確認できる。FRP製タンク等パネル式のタンクの場合、接合部パッキンの劣化により、タンク内に侵入する場合がある。

2 タンク本体の状態

1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。

- ① マンホールの開閉に支障のない場所であること。

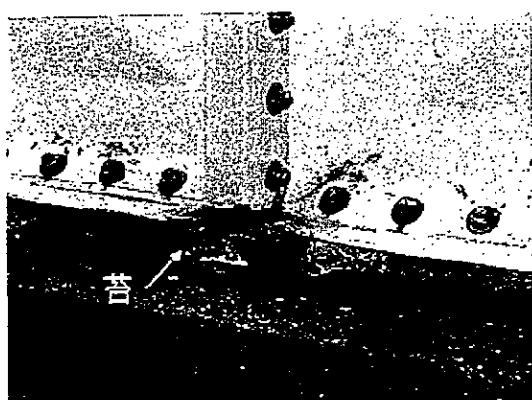
2 龜裂・漏水箇所はないか。

- ① 側面、上面、底面に亀裂又は漏水箇所がないか一巡して確認する。
- ② パネル式タンクでは、接合部のパッキン不良による漏水がないこと。
- ③ ステンレス製タンクでは、パネル溶接部分の亀裂及び漏水がないこと。



例図-11

- ✗ コンクリート製受水タンクで亀裂が生じている。亀裂部には白色物質(遊離石灰)が付着していることが多い。樹脂コーティング等による補修方法がある。

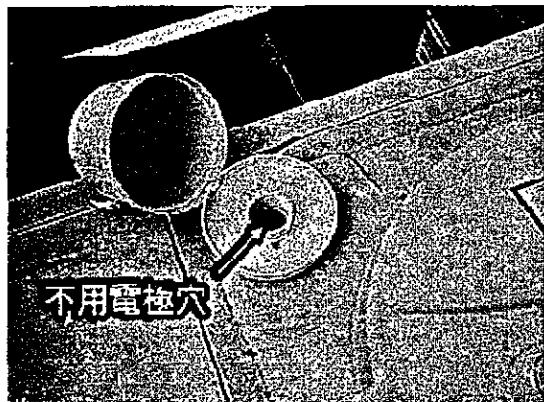


例図-12

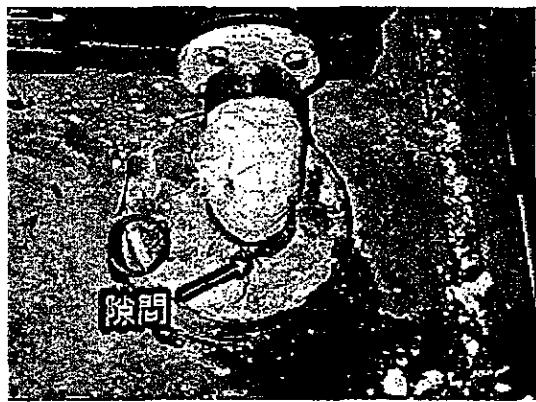
- ✗ 漏水のためタンクに苔が生育している。

③ 雨水・汚水等が入り込むような開口部や接合部の隙間はないか。

- ① 通気管、揚水管、水道水流入管、水位電極部とタンクの接合部は固定され、防水密閉となっていること。



例図-13



例図-14

- ✗ 水位感知電極棒を受水タンクに設置するために用意された電極穴を使用せずに放置している。
- 虫等の侵入防止のため、電極穴を塞ぐ必要がある。

- ✗ 地下式タンクの揚水管の立上り部に隙間が生じている。

3 タンク内部の状態

1) 壁面の汚れ・異物・浮遊物・濁りはないか。

- ① タンク内部を確認する際、暗い場合には懐中電灯を用いる。
- ② 水中に懐中電灯を当てたとき光の筋が明確に確認できる場合、濁りがあると判断する。
- ③ タンク内にネズミ、トカゲ等の小動物を発見した際には、侵入経路を確認する。なお、侵入経路を確認する箇所としては、『マンホールが密閉されているか』『通気管、越流管の防虫網の設置状況』等がある。
- ④ この診断項目が不良の場合は、水質検査機関で詳細な水質検査を実施すること。

2 給水管以外の設備・配管の貫通はないか。

- ① 給水管、定水位弁パイロット管、通気管、越流管、水抜管、減菌用薬液管、揚水配管、タンクを兼用する消火用ポンプの揚水管、防錆剤注入配管以外の管が貫通していないこと。

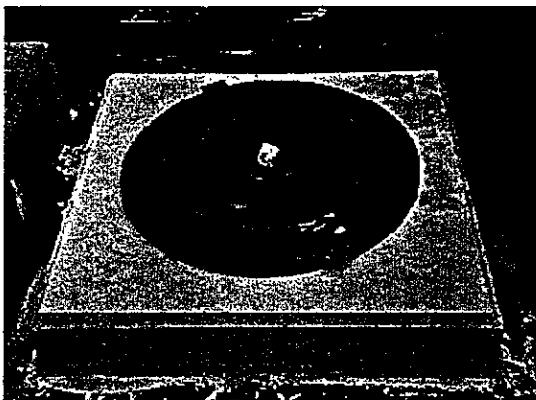
3 外壁劣化等により光が透過する状態になってはいないか。

- ① タンク内が異常に明るい場合やタンク内から外にかざした手の形がはっきりと確認できる場合には、光が透過していると判断する。
- ② タンク内に藻が発生した場合には、光の透過があると判断する。

4 タンクマンホールの状態

1) タンク上部から衛生上有効な立上りになっているか。

- ① マンホール周囲に雨水や排水が滞留した場合に、マンホール面が冠水しないレベルを衛生上有効な立ち上がりと判断する。一般的には10cm程度をいう。
- ② 卫生上有効な立ち上がりがない場合には二重蓋とし、それぞれパッキンを有する防水密閉型であること。



例図－15
○衛生上有効に立ち上がっている。



例図－16
×マンホールが立ち上がってない

2 蓋は防水密閉型のものであり、異物等が入らない構造であるか。

- ① 蓋又は枠側に適度な弾力性のあるパッキンが取り付けられていること。
- ② 枠と蓋の間に雨水等がたまらない構造であること。
- ③ 蓋が施錠された状態でがたつきがないこと。
- ④ たわみ等の変形で受枠との間に隙間が生じていないこと。

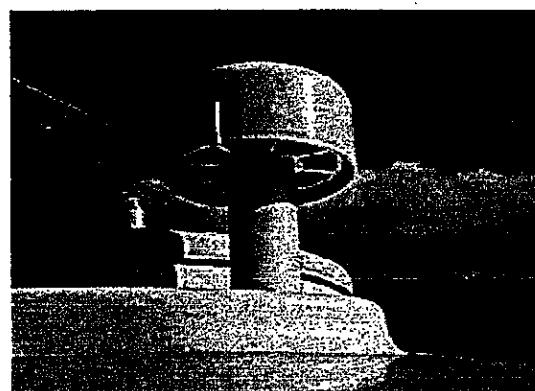
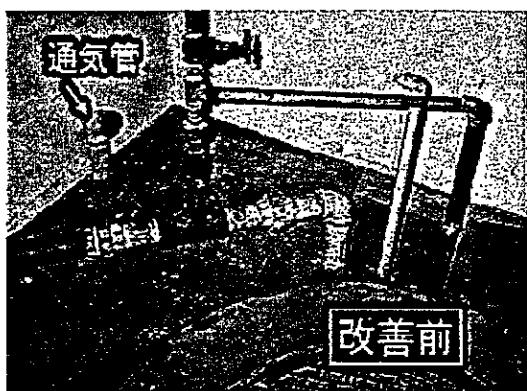
3 施錠等により、容易に開閉できないものであるか。

- ① マンホールは確実に施錠されていること。
- ② マンホールに施錠できない構造のときには、タンク室出入口を施錠すること。

5 越流管・通気管・水抜管の状態

1) 越流管・通気管の管端部から異物等が入らない構造であるか。

- ① 管端部は下向きとすること。
- ② 管端部の近くに、排水管、空調の排気口及びボイラー等の排煙口がないこと。



例図-17

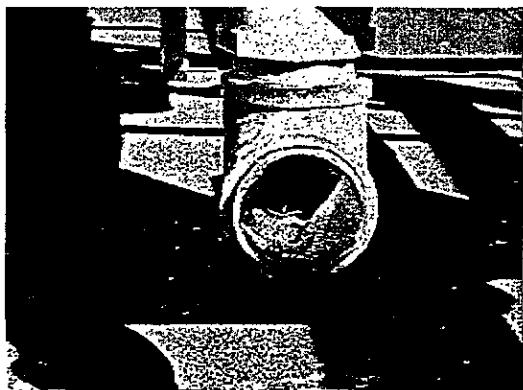
- × 通気管の管端部が横向きであるため埃等が侵入する恐れがある。

例図-18

- 通気管に通気笠が設置してある。(通気管は有効容量2t以下のタンクには設置しなくてもよい。)

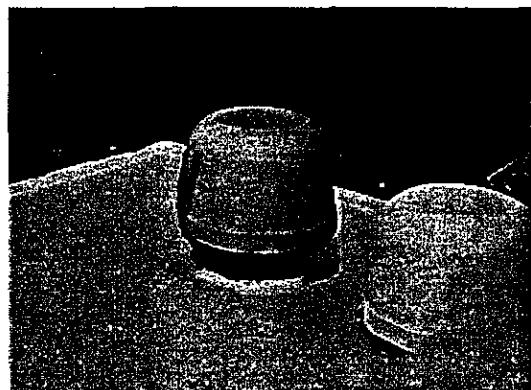
2 越流管・通気管には防虫網が取り付けられ、有効に機能しているか。

- ① 防虫網に破損や目詰まりがないこと。
② 防虫網の網目は2mm程度が適当である。



例図-19

- × 越流管の管端部に設置している防虫網が破損している。

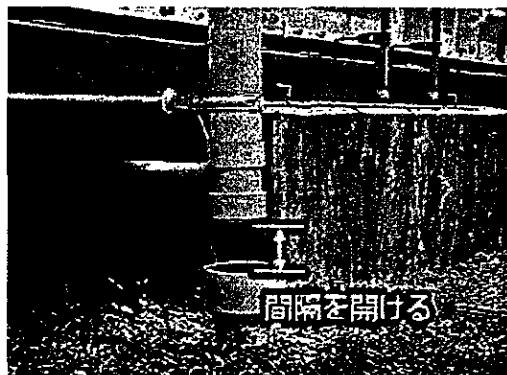


例図-20

- 通気笠の上から防虫網を巻き付けてある。

3 越流管・水抜管端部と排水管流入口との間隔は十分確保されているか。

- ① 逆流防止のために十分な距離とは15cm以上確保されていることである。



例図-21

- 越流管と排水管の間隔が十分離れており、間接排水となっている。



例図-22

- × 水抜管と排水管が直接連結されているため、逆流する恐れがある。

6 給水管の状態

1) 当該設備以外の配管と直接連結されていないか。

- ① 工業用水、井戸水等水道水以外の配管と直接連結されていないこと。

7 水質調査

1) 臭い

- ① 異常な臭気が認められること。

2 味

- ① 異常な味が認められること。

※ 水質調査の他の項目に異常が認められた場合及びタンク管理状況調査で衛生的でないと診断された場合には安全のため実施しない。

3 色

- ① 異常な色が認められること。

※ 赤色の場合は鋼管に由来する鉄さび・鉄バクテリア及びマンガン等が原因と考えられる。

※ 黒色の場合は鋼管に由来するマンガン酸化物、パッキン等ゴム類の劣化が原因と考えられる。

※ 白色の場合で時間が経過しても色が消えない場合は亜鉛めっき鋼管や防錆剤等が原因と考えられる。

4) 濁り

- ① 異常な濁りが認められること。

※ 自視で濁りが確認できる場合は水質基準を大幅に上回っている。

5 残留塩素濃度

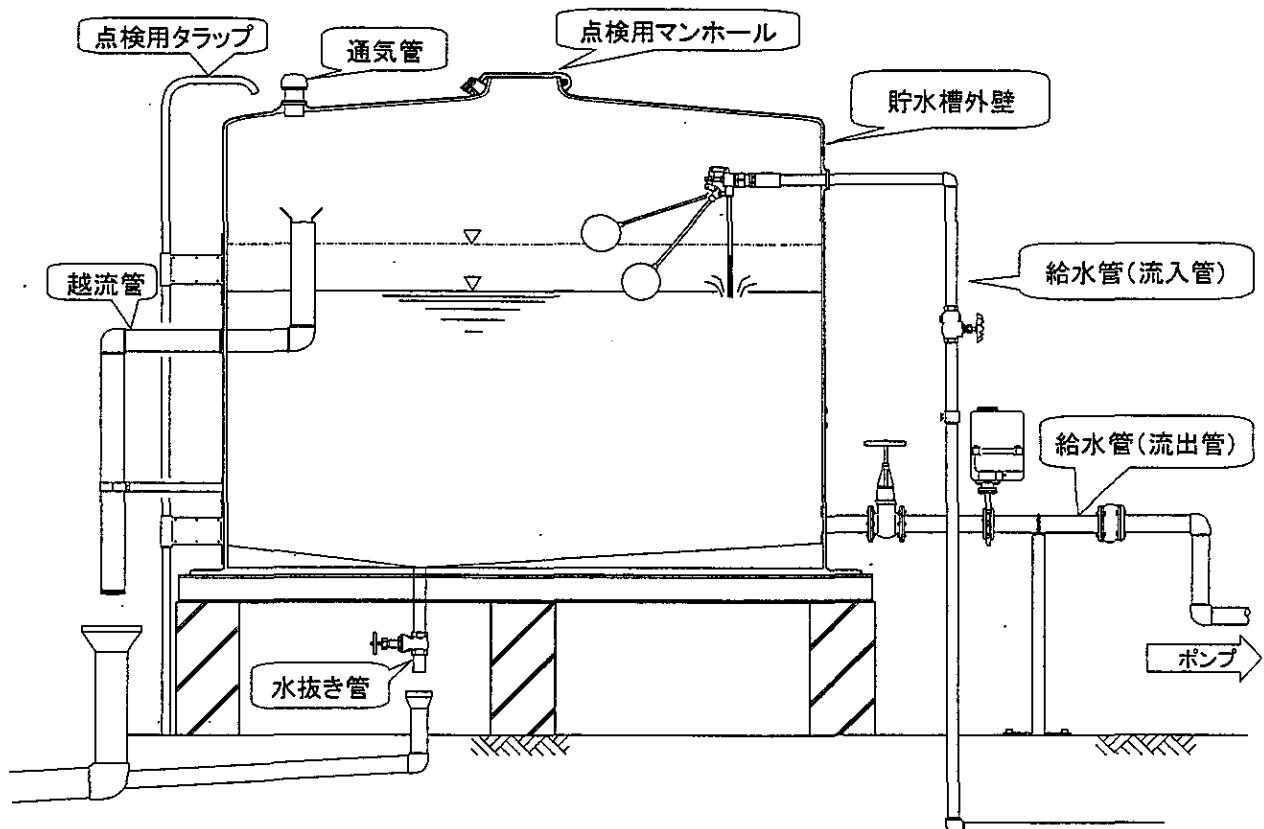
- ① 0.1mg/l以上検出されること。

※ タンク以下の水で残留塩素が検出されない場合、以下のことが考えられる。

ア) 受水タンクの容量と使用水量に著しく差のある場合。

イ) タンク以下装置が汚染されているため残留塩素が消費されている場合。

※ 受水タンク以下の水で異常が認められた場合は、水質検査機関に検査を依頼して下さい。



一問合せ先一

(23特別区)
東京都新宿区 西新宿二丁目8番1号
東京都水道局 給水部給水装置課
電話:03-5320-6435

(多摩市町)
東京都立川市 錦町三丁目12番11号
東京都多摩水道改革推進本部
調整部技術指導課
電話:042-527-3035

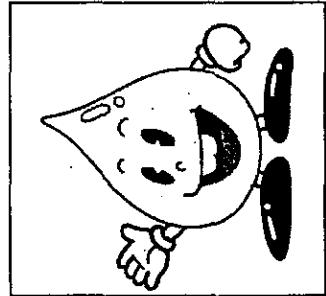
お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

貯水槽水道点検調査 へのご協力のお願い



現在、水道局では、受水タンクにより給水する方式（貯水槽水道）の設置環境や管理状況等について、その設置者や管理者（理会社を含む）のご了解のもと、点検・調査を行い、管理方法などに関するアドバイスを行っております。調査は東京都水道局から委託された会社が行い、断水や漏水の発生を伴う作業は行いません。また、受水タンク・高置タンク周辺での作業のみとなりますので、お客様のお宅へ個別にお問い合わせすることはありません。なお、本調査は全て無料で行っており、物品のセールスや浄水器の取扱いといった商行為はありません。

調査員は、東京都水道局から支給された身分証明証（委託証明証と兼用）を常時胸に着用しておりますので、ご不審に思われた場合、身分証明証の提示・確認をお求め願います。

調査月日： 年 月 日 時頃

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日 8 時 30 分～17 時 15 分にお願いします。)

東京都水道局

(委託会社)

本日、お客様がご使用の貯水槽水道について点検・調査を実施しました。その結果、水質上の問題はありませんでしたが、貯水槽水道の管理について十分でない部分について、口貯水槽水道設置者 口管理者（理会社含む）に対して下記の是正（／＼の箇所）をお願いしました。
水質事故の未然防止のため、お客様ご自身により簡単にチェックできるものもございますので、チェックポイントについてお知らせします。

- 受水タンク周囲の状況（積載物、たまり水による点検の支障）
- 受水タンク本体の状況（亀裂・たまり水・接合部の不良・漏水等）
- 受水タンク内部（壁面の汚れ・劣化・他の配管連結・浮遊物）
- タンク上部マンホールの状況（施錠・密閉性・異物混入の恐れ等）
- 越流管・通気管（異物混入の恐れ（防虫網・排水口との離隔）等）
- 給水管の状態（他の配管と連結されていない）か

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日 8 時 30 分～17 時 15 分にお願いします。)

東京都水道局

(委託会社)

お住まいの皆様へ

— 水道局からのお知らせ —

貯水槽水道点検調査の 結果(異状なし)について

本日、お客様がご使用の貯水槽水道について点検・調査を実施しました。その結果、水質上、管理上ともに問題はありませんでした。貯水槽水道の管理については、ご使用される方も日頃から下記のことについて注意を払うことで、安全に水をご使用いただけます。水質事故の未然防止のため、お客様ご自身により簡単にチェックできるものもございますので、そのポイントについてお知らせします。

- 受水タンク周囲の状況（積載物、たまり水による点検の支障）
- 受水タンク本体の状況（亀裂・たまり水・接合部の不良・漏水等）
- 受水タンク内部（壁面の汚れ・劣化・他の配管連結・浮遊物）
- タンク上部マンホールの状況（施錠・密閉性・異物混入の恐れ等）
- 越流管・通気管（異物混入の恐れ（防虫網・排水口との離隔）等）
- 給水管の状態（他の配管と連結されていないか）

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。
(平日8時30分～17時15分にお願いします。)

(委託会社)

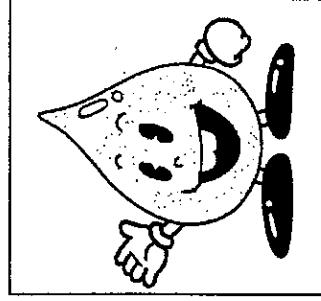
東京都水道局

貯水槽水道点検調査 調査済証

整理No.

本日、貯水槽水道の点検調査を行った結果、特に異状が認められなかつたことをお知らせします。これからも適正な管理をお願いします。

平成17年 月 日
東京都水道局貯水槽水道点検調査委託会社



※なお、この調査済証は、保健所の立入り検査や水道法に基づく簡易専用水道の検査（法第34条の2の第2項）ではありません。
(水道局連絡先)
ご連絡は平日の8時30分から17時15分の間にお願いします。

東京都水道局

○ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成3年12月25日条例第56号
改正 平成09年12月25日条例第75号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、簡易給水水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する水道をいう。
- (2) 水道事業 法第3条第2項に規定する水道事業をいう。
- (3) 専用水道 法第3条第6項に規定する専用水道をいう。
- (4) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (5) 簡易給水水道 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、地下水を水源として飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。
- (6) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を設けて飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。
- (7) 水道施設 簡易給水水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であつて、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。
- (8) 布設工事 水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- (9) 設置者 簡易給水水道又は小規模受水槽水道(以下「簡易給水水道等」という。)の所有者又は所有者以外の者で、当該水道の管理に関する権原を有するものをいう。

第2章 簡易給水水道

(水質基準)

第3条 簡易給水水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
 - (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 簡易給水水道は、原水の質、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を取り入れができるものであること。
- (2) 浄水施設は、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るために必要な消毒設備その他の設備を備えていること。

- 2 水道施設の位置及び配列は、その布設及び維持管理が容易になるようにしなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設の布設及び構造に関して必要な基準は、規則で定める。

(確認)

第5条 簡易給水水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならぬ。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするときは、申請書に、規則で定める当該工事の設計に関する書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の検査及び届出)

第7条 簡易給水水道の設置者は、当該簡易給水水道の給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

- 2 簡易給水水道の設置者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、当該簡易給水水道の給水を開始する前に、これらの検査の結果を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第8条 簡易給水水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書に記載した事項を変更し、又は当該簡易給水水道を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第9条 簡易給水水道の設置者は、規則の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(管理状況の定期検査)

第10条 簡易給水水道の設置者は、当該簡易給水水道の管理について、規則の定めるところにより、定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(平9条例75・一部改正)

(衛生上の措置)

第11条 簡易給水水道の設置者は、規則の定めるところにより、水道施設の管理に関し、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止等)

第12条 簡易給水水道の設置者は、当該簡易給水水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定により給水を停止したときは、簡易給水水道の設置者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

第13条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の給水を開始したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第14条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定により給水を開始したときに届け出た事項を変更し、又は当該小規模受水槽水道を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(管理基準)

第15条 小規模受水槽水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模受水槽水道を管理しなければならない。

(管理状況の定期検査)

第16条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則の定めるところにより、定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が8立方メートル以下のものについては、この限りでない。

(平9条例75・一部改正)

第4章 監督

(改善命令等)

第17条 市長は、簡易給水水道について、当該水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該簡易給水水道の設置者に対し、期間を定めて、当該施設を改善するよう命ずることができる。

2 市長は、簡易給水水道等の管理が第11条の規定又は第15条の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易給水水道等の設置者に対し、期間を定めて、当該簡易給水水道等の管理に関し、必要な措置を探るよう命ずることができる。

(給水停止命令)

第18条 市長は、簡易給水水道等の設置者が前条の規定に基づく命令に従わない場合において、給水を継続させることができが当該簡易給水水道等の利用者の健康を害すると認めるとときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該簡易給水水道等による給水を停止するよう命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 市長は、簡易給水水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該簡易給水水道の設置者から工事の施行状況若しくは水道施設の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして簡易給水水道の工事現場、水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模受水槽水道の設置者から水道施設の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雜則

第20条 削除

(平9条例75)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第22条 第12条第1項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けないで簡易給水水道の布設工事に着手した者
- (2) 第7条第1項の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者
- (3) 第9条の規定に違反した者
- (4) 第10条の規定に違反した者
- (5) 第16条の規定に違反した者
- (6) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第24条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20,000円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に簡易給水水道の布設工事に着手し、又は給水を開始している設置者は、第5条の規定による確認を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により確認を受けた者とみなされた者は、この条例の施行の日から6月以内に、第7条第1項の規定による水質検査及び施設検査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例の施行の際現に小規模受水槽水道の給水を開始している設置者は、この条例の施行の日から6月以内に、市長に届け出なければならない。
- 5 前項の届出は、第14条の規定の適用については、第13条の規定による届出とみなす。

附 則(平成9年12月条例第75号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

○ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

制定 平成4年3月5日規則第11号
改正 平成5年11月規則第120号
改正 平成6年3月規則第41号
改正 平成10年2月25日規則第8号
改正 平成13年1月5日規則第1号
改正 平成16年4月1日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(水道施設の増設及び改造の工事)

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(簡易給水水道の水質基準)

第4条 条例第3条第2項に規定する規則で定める水質基準に必要な事項は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)の表に定めるとおりとする。

(簡易給水水道の施設基準)

第4条の2 条例第4条第4項の規則で定める必要な基準は、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に定める基準とする。

(簡易給水水道の布設工事の確認申請等)

第5条 条例第6条第1項に規定する申請書は、簡易給水水道布設工事確認申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 布設工事の設計の概要を記載した書類

(2) 給水系統図

(3) 受水槽及び高置水槽の平面及び断面の詳細図

(4) 原水の水質検査の結果を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第6条第2項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは、簡易給水水道布設工事適合確認書(第2号様式)を、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、簡易給水水道布設工事／不適合／不確認通知書(第3号様式)を当該確認の申請者に交付することにより行うものとする。

(簡易給水水道の給水開始前の検査及び届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により行う水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関し、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において採取した水について行うものとする。

2 条例第7条第1項の規定により行う施設検査は、当該水道施設の浄水及び消毒の能力並びに汚

染及び漏水の有無に関して、行うものとする。

- 3 条例第7条第2項の規定による検査結果の届出は、簡易給水水道検査結果届出書(第4号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道の確認申請書記載事項変更等の届出)

- 第7条 条例第8条の規定による変更又は廃止の届出は、／簡易給水水道布設工事確認申請書記載事項変更／簡易給水水道廃止／届出書(第5号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道の定期及び臨時の水質検査)

- 第8条 条例第9条の規定により行う定期の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において採取した水について行う次の各号に掲げる検査とする。

- (1) 1日1回行う色、濁り、におい及び味の異常の有無並びに消毒の残留効果に関する検査
(2) 1年以内ごとに1回行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、同表中1の項、2の項、10の項、37の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。
2 条例第9条の規定により行う臨時の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行う省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。

(簡易給水水道の管理状況の定期検査)

- 第9条 条例第10条の規定による簡易給水水道の管理状況の検査(以下この条から第9条の3まで及び第12条において「管理状況検査」という。)は、1年以内ごとに1回、次に掲げる事項について、当該簡易給水水道が設置されている場所で実際に視認する等の方法により行うものとする。

- (1) 井戸の本体及びその周囲の状態
(2) 原水槽、受水槽及び高置水槽の本体及びその周囲の状態
(3) ろ過装置及び消毒設備の本体及びその周囲の状態
(4) 給水管の配置及び接続の状態
(5) 給水栓における水の色、濁り、におい及び味並びに残留塩素及び水素イオン濃度の状態
(6) 書類及び図面の整備保存の状況

- 2 直前の管理状況検査(前項に規定する方法により行われたものに限る。)の結果が同項各号に掲げるすべての事項について良好であった簡易給水水道の管理状況検査は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する方法又は次に掲げる書類の審査による方法のいずれかのうち当該簡易給水水道の設置者が指定する方法により行うものとする。

- (1) 簡易給水水道の設置者が前項各号に掲げる事項について点検した結果を記載した書類
(2) 水槽の清掃の記録
(3) 前条第1項第2号の規定による水質検査に関する書類
(4) その他検査に必要と認められる書類

(指定の基準)

- 第9条の2 市長は、条例第10条の規定による指定を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしないものとする。

- (1) 管理状況検査を科学的かつ公正に行い得る民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人であること。
(2) 次のいずれかに該当する者が検査を担当すること。
ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者
イ 水道法(昭和32年法律第177号)第19条に規定する水道技術管理者
ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると市長が認めた者
(3) 管理状況検査の業務を適正に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
(4) 管理状況検査を行うために徴収する費用が適正な額であること。

(5) 市の区域内に事務所を有すること。

(指定の取消し)

第9条の3 市長は、条例第10条の規定による指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 管理状況検査の業務が適正に実施されていないとき。

(簡易給水水道の衛生上必要な措置)

第10条 条例第11条の規定により簡易給水水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- (2) 水道施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が、病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上とする。

(簡易給水水道の給水の緊急停止報告)

第11条 条例第12条第2項の規定により簡易給水水道の給水を停止したときの報告は、簡易給水水道給水緊急停止報告書(第6号様式)により行うものとする。

(簡易給水水道を設置した施設に備える書類及び図面)

第12条 簡易給水水道の設置者は、次の各号に掲げる書類及び図面を、当該簡易給水水道を設置した施設に備えておかなければならない。

- (1) 条例第7条第1項の規定による給水開始前の水質検査及び施設検査に関する書類
- (2) 条例第9条の規定による定期及び臨時の水質検査に関する書類
- (3) 管理状況検査に関する書類
- (4) 簡易給水水道の設備の配置図及び給排水系統図
- (5) 簡易給水水道の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (6) 水槽の清掃の記録その他当該水道施設の維持管理に関し衛生上必要な事項を記載した書類

(小規模受水槽水道の給水開始の届出)

第13条 条例第13条の規定による給水開始の届出は、小規模受水槽水道給水開始届出書(第7号様式)により行うものとする。

(小規模受水槽水道の給水開始届記載事項変更等の届出)

第14条 条例第14条の規定による変更又は廃止の届出は、／小規模受水槽水道給水開始届記載事項変更／小規模受水槽水道廃止／届出書(第8号様式)により行うものとする。

(小規模受水槽水道の管理基準)

第15条 条例第15条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等により水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、か

つ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(小規模受水槽水道の給水の緊急停止報告)

第16条 小規模受水槽水道の設置者は、前条第4号の規定により当該水道の給水を停止したときは、直ちに、小規模受水槽水道給水緊急停止報告書(第9号様式)により、その旨を市長に報告しなければならない。

(小規模受水槽水道の管理状況の定期検査)

第17条 条例第16条の規定による小規模受水槽水道の管理状況の検査(以下この条及び第18条において「管理状況検査」という。)は、1年以内ごとに1回、次に掲げる事項について、当該小規模受水槽水道が設置されている場所で実際に視認する等の方法により行うものとする。

- (1) 受水槽及び高置水槽の本体及びその周囲の状態
 - (2) 給水管の配置及び接続の状態
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、におい及び味並びに残留塩素の状態
 - (4) 書類及び図面の整備保存の状況
- 2 直前の管理状況検査(前項に規定する方法により行われたものに限る。)の結果が同項各号に掲げるすべての事項について良好であった小規模受水槽水道の管理状況検査は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する方法又は次に掲げる書類の審査による方法のいずれかのうち当該小規模受水槽水道の設置者が指定する方法により行うものとする。
- (1) 小規模受水槽水道の設置者が前項各号に掲げる事項について点検した結果を記載した書類
 - (2) 水槽の清掃の記録
 - (3) その他検査に必要と認められる書類

(準用)

第17条の2 第9条の2及び第9条の3の規定は、条例第16条の規定による指定について準用する。

(小規模受水槽水道を設置した施設に備える書類及び図面)

第18条 小規模受水槽水道の設置者は、次の各号に掲げる書類及び図面を、当該小規模受水槽水道を設置した施設に備えておかなければならない。

- (1) 管理状況検査に関する書類
- (2) 小規模受水槽水道の設備の配置図及び給排水系統図
- (3) 小規模受水槽水道の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- (4) 水槽の清掃の記録その他当該小規模受水槽水道の維持管理に関し衛生上必要な事項を記載した書類

第19条及び第20条 削除

(身分証明書)

第21条 条例第19条第3項に規定する当該職員の携帯する身分を示す証明書は、第12号様式とする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、衛生局長が定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年11月規則第120号)

この規則は、平成5年12月1日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月規則第 41 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 10 年 2 月規則第 8 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 1 月規則第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 簡易専用水道の検査に係る厚生大臣の認定した講習を修了した者については、第 15 条の規定による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の規定は、なお当分の間、その効力を有する。

附 則(平成 16 年 4 月規則第 49 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

小規模受水槽水道給水開始届出書

年 月 日

(届出先)

福祉保健センター長

届出者 住 所
氏 名〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

電話番号

小規模受水槽水道の給水を開始しましたので、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	(通称)					
設 置 場 所						
管 理 形 態	自 主 管 理	担当者氏名			電 話	常 駐 ・ 非常 駐
	委 託 管 理	委託先 住所(所在地) 〒 氏名(名 称)			電 話	常 駐 ・ 非常 駐
建 築 物 概 要	主 な 用 途	共同住宅(戸数) ・ 専用住宅・事務所・店舗・学校・工場・ 病院・旅館・その他()				
	延 床 面 積	㎡	階 数	地 上	階	地 下
	給 水 開 始 日	年 月 日	棟 数	棟		
設 备 概 要	受 水 槽	設 置 場 所	屋 内 ・ 屋 外	床 上 式 ・ 地 下 式 ・ ビルピット設置式	槽 数	槽
		有 效 容 量	㎥	材 質	コンクリート・鋼・FRP・ その他()	
	高 置 水 槽	設 置 場 所	屋 内 ・ 屋 外	槽 数	槽	
		有 效 容 量	㎥	材 質	コンクリート・鋼・FRP・ その他()	
	給 水 方 式	高置水槽方式・圧力水槽方式			水 道 直 結 档	有
配 管 材 質	鋼管・亜鉛メッキ钢管・塩ビライニング钢管・その他()					
其 の 他	ビル管理法	該 当 ・ 非該 当				
	防せい措置	有(防せい剤 _____ ・ その他 _____)		・ 無		
備 考						

帳 票 No.	※ 一 一 一	入力年月日	※ 一 一 一
---------	---------	-------	---------

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

(A4)

7 受水槽施設台帳の管理等に関する取扱いについて

(平成3年6月13日 衛公第207号)
(保健所長宛 衛生局長発)

受水槽施設の新設、廃止等に関する情報を的確に把握して、届出指導等今後の業務の円滑な推進を図るため、受水槽施設台帳の管理等について水道局と別添1の協定を締結し、次により取り扱うこととしましたので、通知いたします。

1 実施年月日 平成3年4月1日から

2 実施方法

別添2「受水槽施設台帳の管理等に関する取扱要領」のとおり
(参考 受水槽施設概要書等経由フロー)

3 その他

昭和60年3月26日衛公第1796号衛生局長通知は廃止します。

別添1

受水槽施設台帳の管理等に関する協定書

横浜市衛生局(以下「甲」という。)と横浜市水道局(以下「乙」という。)は、受水槽施設台帳(以下「台帳」という。)の管理等について、次のとおり協定する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、平成2年度に甲乙共同で実施した受水槽施設等調査指導事業において整備した台帳を共有し、その管理等については甲乙間で別途定める受水槽施設台帳の管理等に関する取扱要領(以下「取扱要領」という。)により、共同で行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「受水槽施設台帳」とは、甲の保健所のオフィスコンピュータで管理する受水槽に関するデータのうち、別表に掲げるものをいう。

(業務及び費用の分担)

第3条 甲及び乙は、取扱要領に定める担当作業及びその他必要な固有業務を担当するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める担当作業の業務についてそれぞれその費用を負担するものとする。

(疑義等の協議)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義若しくは変更する必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 横浜市衛生局長

乙 横浜市水道局長

660ノ42 受水槽施設台帳の管理等に関する取扱いについて

別表

- 1 整理番号
- 2 概要書提出日
- 3 配管台帳図メッシュ番号
- 4 建築主の住所、氏名及び電話番号
- 5 施設の所在地及び名称
- 6 給水工事代行店コード
- 7 散水栓の有無及び直結階数
- 8 案番号
- 9 給水装置工事受付番号
- 10 メータ口径
- 11 用途
- 12 戸数
- 13 住居利用人口
- 14 延床面積
- 15 棟数、階数
- 16 使用開始日
- 17 受水槽有効容量
- 18 帳票番号
- 19 届出日
- 20 届出者の住所、氏名及び電話番号
- 21 管理担当者の住所、氏名及び電話番号
- 22 受水槽水槽の設置数、設置場所、設置形態及び材質
- 23 高置水槽水槽の設置数、設置場所、有効容量及び材質
- 24 給水方式及び配管材質
- 25 原水の種類

横環九号

第1号様式（第3条）

受水槽施設概要書

水道局用控

(衛生局用共2部作成)

受付 番号	行政区	年度	番号

1 处理	2 事業所	受水槽台帳	提出日	配管台帳図	住宅地図		
コード	コード	行政区	3年号 コード	年	月	日	頁
		区					
建 築 主	郵便番号		住所				
	一						
施 設	郵便番号		所在地				
	一						
給 水 装 置	代行店	直結水栓 コード	栓番号	工事番号	7メータ口径 コード		
	(指定番号 を記入)	4 散水	5 直結 階数	3年号 コード	年度	6 配水管 所コード	番号
概 要	8 用途 コード	戸数	居住利用 (予定)人口	延床面積	建物 階数	開始年月日	有効容量
		戸	人	m ²	地上 地下 階 階	3年号 コード 年 月 日	m ³
備考							
				代 行 店 名			

《注》

1. 1~8までの数字欄の項目は、裏面のコード表により記入して下さい。
2. 網かけ以外は、すべて記入して下さい。
3. 有効容量は、イ、小数点第2位以下は切捨て、第1位まで記入して下さい。
ロ、削除の場合、撤去する受水槽有効容量を記入して下さい。

第2号様式(第6条第2号)

整理No. 提出日

【建築主】

郵便番号
住所① ② ③

氏名
TEL

【施設】
郵便番号

所在地① ② ③
名 称① ② ③

【その他】

工事代行
散水栓 直結栓 階迄
栓番号 給水施設工事番号
メータ一口径

埋設地図

【概要】

用途

世帯
人

世帯数

居住人口

延床面積

地上 階数

階数

開始日

【受水槽】
有効容量

m²

m³

階

地下

九月

第3号様式(第7条)
帳票No. 提出日

【届出者】

郵便番号

住 所①

②

③

氏 名

T E L

【施設】

郵便番号

所在地①

②

③

名 称①

②

③

【廃止届出日】

管理担当者】

管理形態

郵便番号

住 所①

②

③

氏 名

T E L

【概要】

用途

世帯数

利用人口

延床面積

棟数

階数

使用開始

埋設地図

【受水槽】

水槽数

有效容量

設置場所

設置形態

材質

【高置水槽】

水槽数

設置場所

有効容量

材質

【その他】

ビル管法	(ビル管合帳)
給水方式	
散水栓	直結栓
配管材質	階迄
防錆措置	
所有形態	賃貸
分譲	その他
【技術者】	
従事状況	
住 所①	①
②	②
③	③
氏 名	
T E L	
【施設】	
郵便番号	
所在地①	
②	
③	
名 称①	
②	
③	
【廃止届出日】	
管理担当者】	
管理形態	
郵便番号	
住 所①	
②	
【その他】	
ビル管法	
給水方式	
散水栓	
配管材質	
防錆措置	
所有形態	
分譲	
【技術者】	
従事状況	
住 所①	
②	
氏 名	
【原 水】	
給水地域	
原水種類	
【淨 水】	
減菌器	台
ろ過器	台
浄水能力	m³/日
その他	

別添 2

受水槽施設台帳の管理等に関する取扱要領

(総則)

第1条 横浜市衛生局(以下「甲」という。)と横浜市水道局(以下「乙」という。)は、受水槽施設台帳の管理等に関する協定書第1条の規定に基づき、受水槽施設台帳(以下「台帳」という。)の管理方法等を明確にするため、この取扱要領を定める。

(台帳の管理)

第2条 台帳の管理は、乙が受け付ける受水槽施設概要書(以下「概要書」という。)並びに甲が受け付ける横浜市専用水道事務取扱要綱(昭和63年4月衛公第81号)及び横浜市簡易専用水道事務取扱規則(昭和62年3月横浜市規則第40号)の規定に基づく届出書等(以下「届出書」という。)により行うものとする。

(概要書の受付)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合に概要書(第1号様式)を受け付けるものとする。

- (1) 給水装置工事に伴う場合
- (2) 水槽以下設備の共同住宅に係る各戸検針等に関する要綱の規定に基づく工事の届出に伴う場合
- (3) 受水槽施設又は水槽以下設備の工事に伴う場合

(職権による概要書の作成)

第4条 乙は前条の各号に掲げる場合で、かつ、適正な提出が困難と認めるとときは、職権により概要書を作成できるものとする。

(受付又は作成した概要書の処理)

第5条 乙は、第3条に規定する概要書又は前条に基づき職権により作成した概要書について、次の各号に定める処理を行うものとする。

- (1) 受付番号、栓番号及び開始年月日を記入する。
- (2) 所管の営業所は、毎月10日までに、当該月の前月中に受け付けた概要書(衛生局用)を当該営業所の所管する区域を所管する甲の福祉保健センターに送付する。
- (3) 所管の営業所は概要書(水道局用)を保管する。

(送付を受けた概要書の処理)

第6条 甲の福祉保健センターは、前条第2号に規定する概要書について、次の各号に定める処理を行うものとする。

- (1) 必要なデータ入力又は補正を行う。
- (2) 毎月10日までに当該月の前月に入力又は補正を行ったリスト(第2号様式)を1部作成し、乙の営業所に送付する。

(3) 概要書（衛生局用）を保管する。

（届出書の処理）

第7条 甲の福祉保健センターは、毎月10日までに当該月の前月中に、届出書に基づき入力又は補正を行ったリスト（第3号様式）を1部作成し、乙の営業所に送付する。

（フロッピーディスクの送付）

第8条 甲の生活衛生課は、毎年4月末日までに、甲の福祉保健センターが作成した当該年度の前年度末日現在の台帳の内容を記録したフロッピーディスクを乙の給水装置課に送付するものとする。

（台帳の利用）

第9条 甲及び乙は、台帳の利用についてそれぞれの責任において行うものとする。

（疑義等の協議）

第10条 この取扱要領に定めのない事項又はこの要領の内容に疑義若しくは変更する必要が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとする。

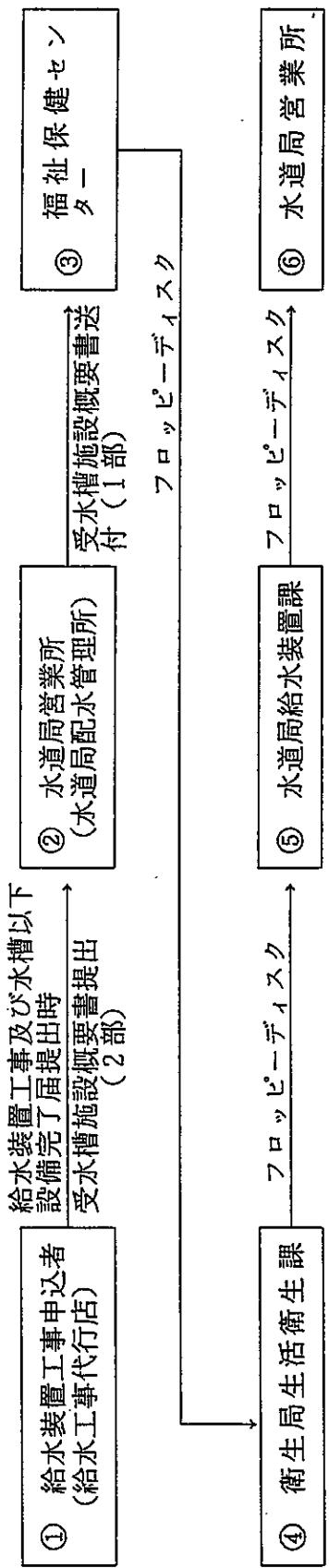
（実施期日）

第11条 この取扱要領は、平成3年4月1日から実施する。

甲 横浜市衛生局長

乙 横浜市水道局長

受水槽施設概要書等経由フロー



① 給水装置工事申込者は、受水槽又は水槽以下設備を新設・増設・改造・変更又は撤去する場合は、給水装置工事完了届又は水槽以下設備工事完了届に併せて受水槽施設概要書（2部：衛生局用、水道局用）を水道局営業所又は配水管理所に提出する。

② 水道局営業所は

(ア) 受水槽施設概要書を受領する。

(イ) 営業所に提出された概要書を受理する。

(ウ) 「受付番号」、「栓番号」及び「開始年月日」を記入する。

(エ) 1月分まとめて翌月の10日までに福祉保健センターに送付する。

③ 福祉保健センターは

(ア) 受水槽施設概要書に基づきデータ入力する。

(イ) フロッピーディスクを年1回衛生局生活衛生課に送付する。

④ 衛生局生活衛生課はフロッピーディスクを水道局給水装置課に送付する。

⑤ 水道局給水装置課はデータコピーを行ない、水道局営業所に送付する。

⑥ 水道局営業所はファーリングシステムの受水槽台帳を補正する。

横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領

〔平成4年10月1日 衛公第546号〕

各保健所長宛 衛生局長発

改正 平成9年3月26日衛公第1037号

改正 平成13年12月28日衛生活第333号

(主旨)

第1 この要領は、受水槽施設の衛生的な維持管理に適した構造設備を確保するため、建築確認申請前（建築確認を伴わない給水装置工事の場合は給水装置工事の場合は給水工事申込前）の必要な事務手続及び受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受水槽施設 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道及び横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第2条第6号に規定する小規模受水槽水道をいう。
- (2) 建築主 受水槽施設を設置しようとする者をいう。
- (3) 建築確認申請 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む）に規定する建築主事への申請及び、同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む）に規定する建築主事への通知をいう。

(指導指針)

第3 受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針（以下「指導指針」という。）は、別表のとおりとする。

(福祉保健センター長の事務)

第4 福祉保健センター長は、建築主から受水槽施設に係る建築確認申請又は建築確認申請を伴わない給水装置工事申込前の相談を受けたときは、次の各号に掲げる図書の提示を求め、指導指針に基づき、受水槽施設事前相談票（様式1）により、速やかにその内容を確認し、受水槽施設事前指導票（様式2）を用いて必要な指導、助言を行うものとする。

- (1) 建築物の配置図
- (2) 受水槽、高置水槽の構造及び設置場所を明らかにした平面図、立面図又は断面図
- (3) 給排水系統図
- (4) 計画水量の計画書
- (5) その他福祉保健センター長が必要と認める図書

2 福祉保健センター長は、第1項において特に必要と認める場合は、建築主事に意見を述べるものとする。

(建築主事の事務)

第5 建築主事は、受水槽施設に係る建築確認申請を受理する際、当該建築主に対して、当該施設が第4第1項に規定する事前指導を受けていることを確認するも

のとする。

(水道局営業所長及び配水管理所長の事務)

第6 水道局営業所長又は配水管理所長は、建築確認を伴わない受水槽施設に係る給水装置工事（ただし、給水装置の撤去及び修繕に係る工事を除く。）の申込を受理する際、当該建築主に対して、当該施設が第4第1項に規定する事前指導を受けていることを確認するものとする。

2 水道局営業所長又は配水管理所長は、前項の確認ができないときは、第4第1項に規定する指導を受けるよう当該施設の建築主に指導するものとする。

(その他)

第7 この要領の施行に関し必要な事項は、衛生局長、建築局長及び水道局長が協議して定める。

附 則

この要領は、平成4年10月1日より施行する。

・附 則（平成9年衛公第1037号）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年衛生活第333号）

この要領は、平成14年1月4日から施行する。

(別表) 受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針

第1 給水設備全体

1 飲料水の配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料で、水が汚染されるおそれのない衛生上安全なものとすること。

2 飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

3 飲料水の配管設備の水栓等開口部にあっては、有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

第2 給水管等

1 水を汚染する恐れのある設備の中を貫通させないこと。

2 点検、補修、交換等維持管理が容易に行うことができるここと。

3 他の配管と識別できるように表示すること。

4 受水槽へ流入する給水管の立管に給水栓を設けること。

第3 水槽の設置場所

1 有害物、汚水等によって、水が汚染されるおそれがない場所に設けること。

2 維持管理が安全かつ容易で、衛生的に行うことができる場所に設けること。

3 外部から水槽の全ての面を完全に点検できるよう、上部面については1メートル以上、その他の面は0.6メートル以上の空間を確保すること。

4 水槽の上部には、水を汚染するおそれのある設備機器等を設置しないこと。

5 屋内に設ける場合は、十分な換気、排水及び照明の設備を設けること。

6 原則としてビルピット内に水槽を設置しないこと。ただし、ビルピット内に設置せざるを得ない場合は、次の措置を講ずること。

(1) 安全に昇降できる措置を講ずること。

(2) ビルピットの点検口は、安全かつ容易に点検できる位置に設け、原則として点検口直下に水槽を設けないこと。

7 水槽を専用室に設ける場合は、室内に水を汚染するおそれのある配管を設置しないこと。

8 屋外に設ける場合は、原則としてさく等を設けること。

9 塔屋の屋上等、高所へ設ける場合は、その設置場所への昇降に支障がないよう階段等を設け、かつ、水槽の周囲には0.6メートル以上の点検作業スペース及び1.1メートル以上のてすりを設けること。

また、階段の上り口には安全上、鍵付きの扉を設置すること。

第4 水槽の構造設備

1 ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とすること。

2 日光等により水質が悪影響を受けないようにすること。

3 上部は適当な勾配を設ける等、雨水などが滞留しない構造とすること。

4 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

5 水槽とポンプ室が一体型となるような構造としないこと。

6 停滞水を生じさせないため、次の構造とすること。

(1) 受水槽、高置水槽の有効容量は、計画1日最大使用水量のそれぞれ4／10～6／10、1／10程度

を標準とし、有効容量は使用水量に対して過大でないこと。

②給水管の流入口と流出口とは、対称の位置に設けること。

(3) 原則として、消防用水槽と兼用しないこと。

7 清掃時の断水を避ける必要のある場合等は二槽式とすること。

8 上部には次に定める構造のマンホールを設けること。ただし、水槽の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

(1) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことのできる位置に設けること。

②直径60センチメートル以上の円が内接できる大きさであること。

(3) マンホール面は槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。

(4) 防水密閉型のものであり、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であること。

9 点検等を行うもの以外の者が容易に開閉できない構造であること。

10 オーバーフロー管は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない次の構造とすること。

(1) 管端部と排水管の流入口等とは間接排水とし、逆流防止に十分な排水口空間を確保すること。

②管端部は下向きであり、十分な下り幅があること。

③管端部には、小動物等の侵入を防ぐのに有効な防虫網が取りつけられていること。

11 通気管は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない次の構造とすること。ただし、有効容量が2m³未満の水槽については、この限りでない。

(1) 十分な有効断面積を有し、清潔な場所に開放していること。

②管端部は下向きであり、十分な下り幅があること。また、通気笠にあっては、笠が容易にはずれないこと。

(3) 管端部には、小動物等の侵入を防ぐのに有効な防虫網が取りつけられていること。

12 水抜管は、排水に支障のないよう次の構造とすること。

(1) 水槽の最底部に設け、必要に応じて水槽の最底部は勾配、排水溝、吸込みピット等を設けること。

②管端部と排水管の流入口等とは間接排水とし、逆流防止に十分な排水口空間を確保すること。

13 災害時に活用できる構造、設備を考慮してください。

横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領

制定 平成 16 年 3 月 25 日衛生活第 481 号（衛生局長）

1 目的

受水槽を設置するビル・マンション等の設置者の管理意識を高め、もって安全で衛生的な飲料水の確保を図るために、維持管理が適切に行われている受水槽施設を、給水管理適合施設として表示するための事務取扱いを定める。

2 定義

(1) 簡易専用水道

水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。

(2) 小規模受水槽水道

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 3 年横浜市条例第 56 号。以下「条例」という。）第 2 条第 6 号に規定する小規模受水槽水道をいう。

(3) 管理状況の検査

法第 34 条の 2 又は条例 16 条に規定する検査のことをいう。

3 給水管理適合施設表示制度協定機関

衛生局長は、次のいずれかの機関から申出があったとき、当該機関を給水管理適合施設表示制度協定機関（以下、「協定機関」という。）として別紙協定書により協定を締結する。

(1) 水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関

(2) 条例第 16 条の規定に基づき市長に指定された検査機関

4 給水管理適合施設

給水管理適合施設は、次に掲げるものとする。

(1) 簡易専用水道のうち、管理状況の検査を協定機関にて受検し、すべての検査項目に適合している施設（ただし、国が設置する施設は除く。）

(2) 小規模受水槽水道のうち、管理状況の検査を協定機関にて受検し、すべての検査項目に適合している施設

5 給水管理適合施設の表示

給水管理適合施設は、給水管理適合施設表示マーク（様式 1）及び、当該検査月から 1 年の期限を示した表示期限シール（様式 2）を表示することができる。

6 表示マーク及びシールの交付方法

協定機関は、管理状況の検査終了後、給水管理適合施設に対して、給水管理適合施設表示マーク及び表示期限シールを交付することができる。ただし、すでに給水管理適合施設表示マークを所持している施設については、表示期限シールのみを交付することができる。

7 報告

協定機関は、毎月 10 日までに、給水管理適合施設表示マーク及び表示期限シールを交付した前月の実績を衛生局長あて報告する。

8 立入検査

衛生局長は、給水管理適合施設表示マーク及び表示期限シールの交付事務が適切に履行されていることを確認するため、必要があると認めたときは、協定機関に対して、業務の実施状況について検査し、又は資料の提出を求めることができる。

9 その他

その他必要な事項は、衛生局長及び協定機関との協議により別途定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る協定書

横浜市を甲とし、
を乙とし、甲乙両者は甲が実施する横浜市受水槽等給水管
理適合施設表示について、次の条項により協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、甲が実施する横浜市受水槽等給水管理適合施設表示制度を実施するにあたり、
その事務について「横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領」により共同で行
うものとする。

(費用)

第2条 給水管理適合施設表示マーク（様式1）及び表示期限シール（様式2）の作成費用は、乙
が負担するものとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期
間満了1か月前までに甲乙双方からなんらの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1
か年延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を
保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市衛生局長

乙

平成 年 月 日 供 覧			平成 年 月 日 供 覧 済み		
センター長	担当部長	課 長	係 長	係 員	担当者

(様式)

小規模受水槽水道（8m³以下）立入検査表

施設の名称	(帳票No.)		
所在地			
設置者			
施設の概要 (用途)	共同住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院 旅館・その他()		
水槽の数		有効容量	m ³
水槽の形状	床上式・地下式・ビルピット設置式		
水槽の設置場所	屋内・屋外		
水槽の材質	コンクリート・鋼製・F R P その他()		
水槽の清掃年月日			

立入検査	実施年月日	年 月 日
	検査実施者	福祉保健センター生活衛生課 Tel
管理担当者 (立合者)	氏名	
	連絡先	

検査結果

番号	検査事項	判定基準	適否
1	水槽の周囲の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 (2) 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 (3) 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
2	水槽本体の状態	(4) 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 (5) 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。※ (6) 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。※ (7) 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。※	
3	水槽上部の状態（2に掲げるものを除く。）	(8) 水槽上部は水たまりができる状態であり、ほこりその他衛生上有害のものが堆積していないこと。 (9) 水槽のふた上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 (10) 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
4	受水槽の施設及びその管理の状態に関する検査	(11) 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。※ (12) 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。※ (13) 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 (14) 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。※ (15) 流入口と流出口が近接していないこと。 (16) 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。※	
5	水槽のマンホールの状態	(17) ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、※ (18) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 (19) マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。※	
6	水槽のオーバーフロー管の状態	(20) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 (21) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 (22) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、※ (23) その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
7	水槽の通気管の状態	(24) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。※ (25) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 (26) 通気管として十分な有効断面積を有すること。	
8	水槽の水抜管の状態	(27) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
9	給水管等の状態	(28) 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。※ (29) 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。※	

検査結果

番号	検査事項	判定基準	適否
10	水槽の周囲の状態	(30) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 (31) 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 (32) 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
11	水槽本体の状態	(33) 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 (34) 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。※ (35) 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。※ (36) 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。※	
12	水槽上部の状態 (11掲げるものを除く。)	(37) 水槽上部は水たまりができる状態であり、ほこりその他衛生上有害のものが堆積していないこと。 (38) 水槽のふた上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 (39) 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
13	高置水槽の施設及びその管理の状態に関する検査	(40) 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。※ (41) 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。※ (42) 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 (43) 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。※ (44) 流入口と流出口が近接していないこと。 (45) 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。※	
14	水槽のマンホールの状態	(46) ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、※ (47) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 (48) マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。※	
15	水槽のオーバーフロー管の状態	(49) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 (50) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 (51) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、※ (52) その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
16	水槽の通気管の状態	(53) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。※ (54) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 (55) 通気管として十分な有効断面積を有すること。	
17	水槽の水抜管の状態	(56) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
18	給水管等の状態	(57) 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。※ (58) 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。※	

検査結果

番号	検査事項	判定基準		適否
19	給水栓における水質の検査	臭気	(59) 異常な臭気が認められないこと。※	
20		味	(60) 異常な味が認められないこと。※	
21		色	(61) 異常な色が認められないこと。※	
22		色度	(62)	
23		濁度	(63)	
24		残留塩素	(64) 検出されること。※	mg/l
25	書類の整理等に関する検査	書類の整備保存の状況	(65)	小規模受水槽水道の設備配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。

総合判定

立入検査の結果、貴施設の管理状況は、判定基準※に、

※簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める件（平成15年厚生労働省告示第262号）別表第1から別表第3を準用しています。

1		適合していました。
2		適合しなかった事項がありました。当該事項について速やかに対策を講じて、改善してください。

その他必要な事項・備考

沖縄県における貯水槽水道の現況

1. 本県における渇水経験と貯水槽

本県においては、年間降水量は全国平均を上回っていますが、そのうちの大部分が梅雨時期と台風時に集中し、それ以外は、まとまった雨が降らないこと及び、地形的に河川延長が短く、短時間で海に流れ出てしまうため一人当たりの降雨量は全国の約半分となっています。

そのため復帰後、昭和 56 年の 239 日におよぶ制限給水をはじめ、平成 5 年まではほとんどの年で渇水による給水制限を経験しています。

このような経験から、断水予防として、ほとんどの一戸建て住宅や事業所などの屋上に貯水槽が設置されるようになっています。

2. 本県の貯水槽設置数 (別紙 1 参照)

ア、簡易専用水道

平成 7 年度末現在	2, 412 基
平成 16 年度末現在	2, 711 基 (12.4 % 増加)

イ、小規模貯水槽水道

平成 7 年度末現在	179, 199 基
平成 16 年度末現在	217, 589 基 (21.4 % 増加)

3. 定期検査の受検率 (別紙 1 参照)

ア、簡易専用水道

平成 7 年度末現在	94.0 %
平成 16 年度末現在	95.4 % (H15 年度全国平均 83.7 %)

イ、小規模貯水槽水道

平成 7 年度末現在	0.24 %
平成 16 年度末現在	0.3 %

4. 定期検査の不適合施設 (別添 2 参照)

ア、簡易専用水道

平成 14 年度末現在	86.0 %
平成 15 年度末現在	82.3 %
平成 16 年度末現在	82.6 %

イ、小規模貯水槽水道

平成 14 年度末現在 ······ 98.44 %
平成 15 年度末現在 ······ 97.42 %
平成 16 年度末現在 ······ 97.10 %

5. 不適合内容（小規模貯水槽水道）（別紙 3 及び参考資料-1.2 参照）

平成 14 年度：書類の整理及び保存状況、マンホールの状態、高置水槽本体の状態

平成 15 年度：マンホールの状態、独自項目、高置水槽本体の状態

平成 16 年度：水槽のマンホールの状態、書類の整理及び保存状況、独自項目（吐水口空間、エアーチェンバー）

※簡易専用水道についても、書類の整理及び保存状況の不適合が約 70 % を占めている。

6. 本県における貯水槽水道への対応

本県においては、昭和 60 年に「簡易専用水道取扱要領（以下、「要領」という）」を制定し、貯水槽水道の管理の適正化及び衛生的で安全な水供給の確保に取り組んでいる。

要領では水道法に基づく管理基準及び定期検査の規定を中心に定めているが、独自項目として、施設の状態が建築基準法に適合するかどうかの検査を実施し、水質検査結果と併せて、給水を開始する前に届出るよう設置者に指導している。なお構造上の変更を行う際にも届出を行うことになっている。

小規模貯水槽水道（特に学校、旅館等の公共性及び利用頻度が高い施設）についても、簡易専用水道の管理基準に準じて管理するよう指導することとしている。

しかし、本県の特徴として小規模貯水槽水道のほとんどは $0 < V \leq 5$ 規模であり、一般家庭に設置されている現状もあるため、水道週間等を通して、テレビ CM、ラジオ CM 及び新聞広告といったメディアを介して広く県民に自主管理について周知している。

また、定期的にパンフレットを作成し、貯水槽水道の適正な管理に大きな役割がある水道事業体、登録機関及び貯水槽清掃業者等へ配布し、機会ある毎に設置者へ周知するようにしている。

次に定期検査の結果、判定基準に適合しなかった施設への対応としては、施設への立ち入り調査及び電話及び文書にて施設の衛生管理に関する正しい知識の普及を図るとともに、受検を促進している。

簡易専用水道取扱要領

環衛第583号

昭和60年6月27日

(目的)

第1 この要領は、水道法(昭和32年法律第177号、以下「法」という。)第3条第7項に定める簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保しもって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(規則の対象)

第2 簡易専用水道とは、次の各項に該当するものをいう。

- 1 水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであること。
- 2 水道事業者からの水の供給を受けるために設けられる受水槽(以下「受水槽」という。)の有効容量が10立方メートルを越えるものであること。

なお、有効容量とは、受水槽において適正に利用されることが可能な容量であって、水の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいう。

- 3 受水槽が2槽以上ある場合で、それぞれの受水槽が給水管により相互に連結されているものにあっては、各層の有効容量の合計が前項の基準を満足すること。
- 4 消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであって、全く飲用に供されることのないものは、除かれるものであること。

(届出事項)

第3 簡易専用水道を設置しようとする者、又は設置している者(以下「設置者」という。)は、次の事項を設置場所の所轄保健所長に届け出ること。

- 1 簡易専用水道を設置するときは、様式第1号によりその工事に着手しようとする日の30日前までに届け出ること。
- 2 簡易専用水道を設置し、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ水質検査及び施設検査を行い、様式第2号により給水を開始しようとする日の前日までに届け出ること。
 - (1) 水質検査は、当該給水栓において建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「ビル管理法」という)施行規則第4条第1項第3号に掲げる項目及び消毒の残留効果について行うものとする。
 - (2) 施設検査は、建築基準法施行令第129条の2並びに「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準に定める設備基準」に適合するかどうかの検査を行うものとすること。
- (3) 届出の際には、水質検査結果書、施設検査結果書、自主管理票を添付して提出すること。
- 3 届出事項の内容を変更したときは、様式第3号により速やかに届け出ること。

4 簡易専用水道を廃止したときは、様式第4号により速やかに届け出ること。

(設置届等の受理及び衛生指導)

第4 保健所長は、第3第1項に定める届出を受理したときは、簡易専用水道台帳(様式第6号)に記載するとともに、第2項以下の各項に定める届出を受理したときは必要に応じ衛生指導を行うこと。

(指定検査機関からの報告による台帳記載)

第4の2 前条の規定に係わらず保健所長は、水道法第34条の2第2項に定める指定検査機関から県取扱要領第2に定める簡易専用水道としての要件を具備する施設についての報告を様式第5号により受けた場合、これを簡易専用水道台帳(様式第6号)に記載するものとする。

(廃止届のないときの台帳削除)

第4の3 保健所長は、簡易専用水道が存在しなくなつたにもかかわらず、設置者の所在不明により第3第4項の届出がなされないときは、様式第11号により施設状況を確認後、廃止することができる。

(設置者の管理義務)

第5 簡易専用水道の設置者は、供給する水の安全衛生を確保するため次の管理義務を負うものであること。

- 1 受水槽その他の水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期的に行うこと。この水槽の掃除はビル管理法第12条の2第1項に基づき同項第4号の登録を受けたものの活用を図る等により行うこと。なお、消防用と共に用されている簡易専用水道の水槽の掃除に当たっては、あらかじめ所轄消防機関に連絡する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。
- 2 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ずること。その他、地震・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
- 3 給水栓における水の色・濁り・臭い・味等の外観に注意し、異常があるときには、水質検査を実施しその安全性の確認を行い必要な措置を講ずること。なお、結果については毎日記録しておくこと。
- 4 給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上保持するよう努めるとともに定期的(週1回以上)に残留塩素を測定すること。
- 5 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときには、給水を停止し、その旨を利用者等に周知徹底させること。
- 6 前各項の管理状況を記録する帳簿を備え、これを記録し、3年間保存すること。

(管理者の選任)

第6 第5に定める管理に当たっては、設置者自ら行うよう努めるものとし、やむを得ない場合は、当該簡易専用水道の管理を担当させるための管理者を選任し、適正な管理が行われるようにすること。

(管理状況の検査)

第7 設置者は、当該簡易専用水道の管理について1年以内ごと1回定期的に水道法第34条の2第2項の規定による厚生大臣指定検査機関(以下「検査機関」という。)へ依頼して検査を実施させること。

1 検査は、当該水道の設置場所において行うものとし、検査の項目は外観検査、給水栓における水質検査及び書類検査とする。

(1) 外観検査

ア 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査

イ 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査

ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査

(2) 給水栓における水質の検査

ア 臭気、味、色及び濁りに関する検査

イ 残留塩素の有無についての検査

(3) 書類検査

ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面の整備状況の検査

イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図の整備状況の検査

ウ 水槽の掃除の記録の検査

エ その他の管理についての記録の検査

2 前項の検査のフローは別表第1、検査事項判定の基準は別表第2のとおりとする。

(検査に当たっての留意事項)

第8 第7の検査に当たっては、次の点に留意するものとする。

1 検査は、設置者の依頼により実施するが、検査を効率的に行うため、設置者はあらかじめ関係者等に対し検査日時等の周知徹底を期すること。

2 検査は、設置者あるいは管理者の立会いのもとに行うこと。

3 検査は、清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。

4 検査に際しては、検査者は身分証(様式第7号)を携帯し、かつ関係者の請求があったときは、これを提示すること。

(ビル管理法の適用がある簡易専用水道の検査)

第9 ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、第7及び第8の取扱いにかかわらず、次により検査を行うこと。

1 設置者は、管理状況を示す書類(様式第9号)を検査機関に提出し、書類検査を受けること。

2 提出書類は、ビル管理法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする。

なお記入に際し、設置者はビル管理法に基づく建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。

(検査後の措置)

第10 検査機関は、第7及び第9の検査が終った後、その結果に基づき次の措置をとるものとする。

- 1 設置者に検査の結果を通知すること。
- 2 検査の結果を、翌月の10日までに様式第8号により所轄保健所へ報告すること。

(水道事業者の協力)

第11 各水道事業者は、簡易専用水道の設置者の把握並びに維持管理の指導について所轄保健所長に協力するものとし、設置者に対しては給水申込の際等機会ある毎に本要領の内容について周知を図るものとする。

(報告及び指示等)

第12 保健所長は、必要があると認めるときは、法第39条第2項の規定により設置者から管理についての必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせることができる。

- 2 保健所長は、簡易専用水道の管理が基準に適合していないと認めるときは、法第36条第3項の規定により、設置者に対して期間を定めて清掃その他関係設備の補修等必要な措置を指示することができる。
- 3 知事は、設置者が前項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、法第37条の規定により給水の停止を命ずることができる。

(その他)

第13 保健所長は、簡易専用水道に該当しない、小規模受水槽（受水槽容量10立方メートル以下のもの。学校、旅館等公共性又は、利用頻度の高い施設は特に。）についても、本要領に準ずる管理を行うよう指導するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年6月1日から施行する。

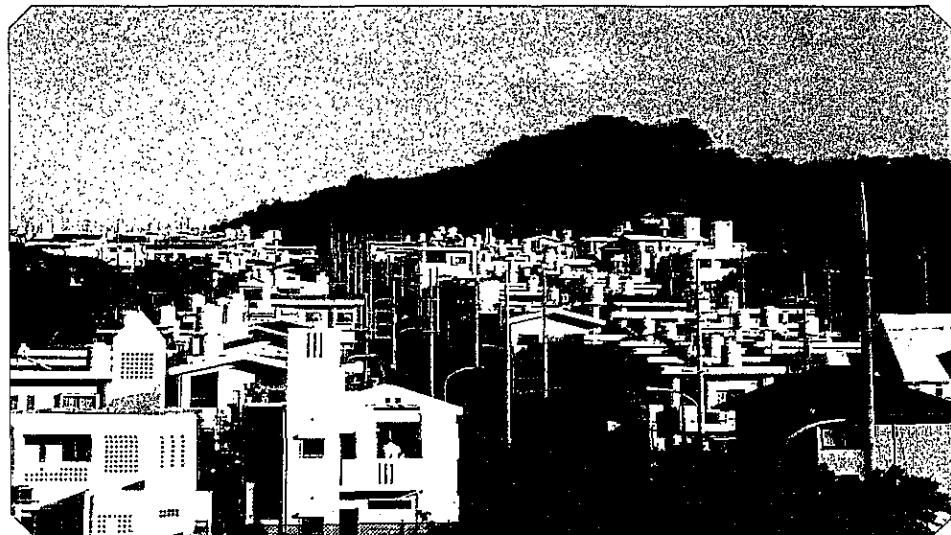
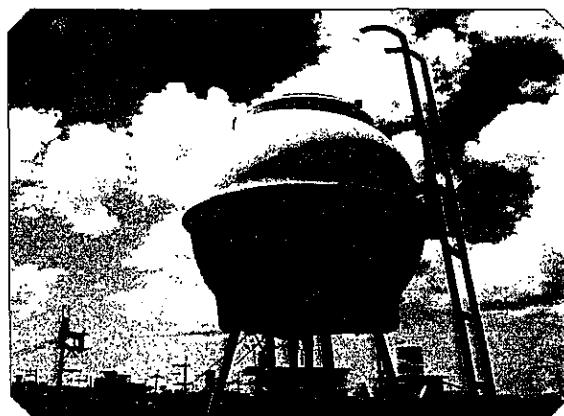
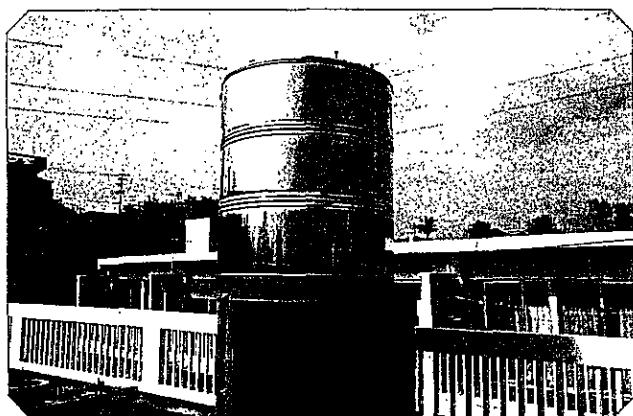
附 則

この要領は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月30日から施行する。

タンクの中は 汚れていませんか!



ビル・一般家庭などの飲み水を安全で衛生的に飲むために設置者は受水槽・高置水槽を適正に管理する必要があります。

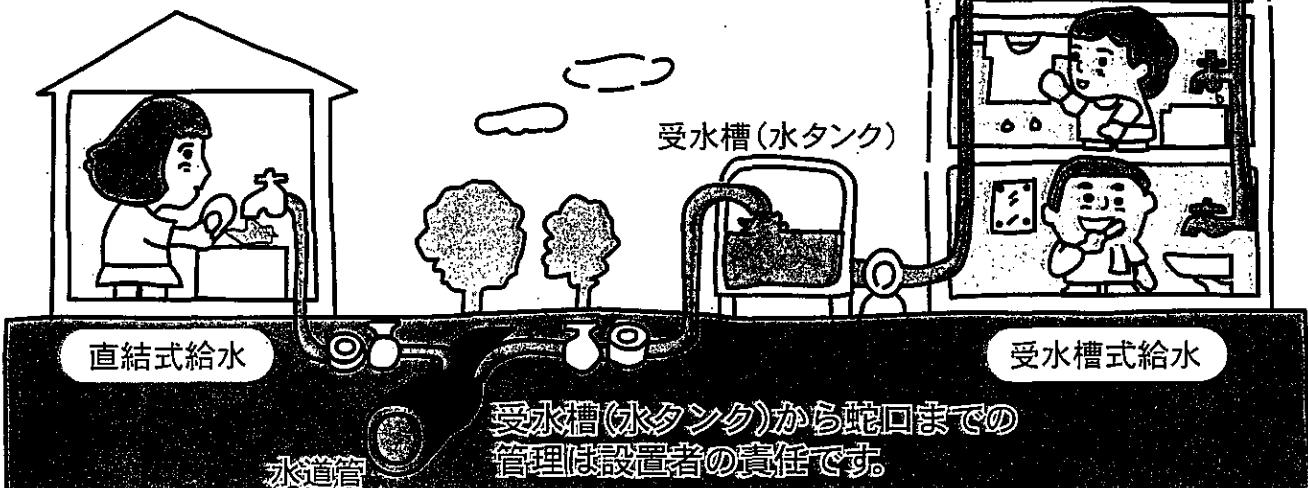
沖縄県福祉保健部

水の管理責任について

水道法では市町村などの水道事業体の責任の範囲を給水管及びこれに直結する給水器具により供給される“水”としています。従って「受水槽式給水」の場合、受水槽（水タンク）以降の給水施設により供給される“水”については施設（水タンク及びこれに付随する配管設備等）の設置者がその責任を負うことになります。

水道の水は2つの給水方式で

水道の水は、「直結式給水」と「受水槽式給水」のいずれかの方式で、私達の家庭や学校そして事務所などに給水されています。



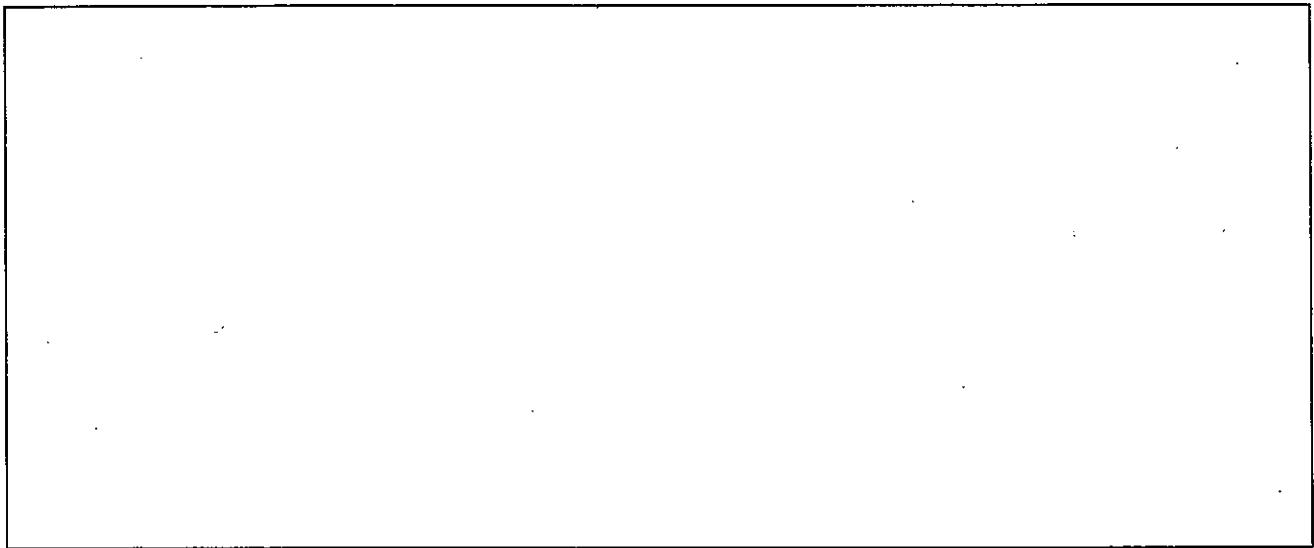
高置水槽(水タンク)

設置者の管理義務について

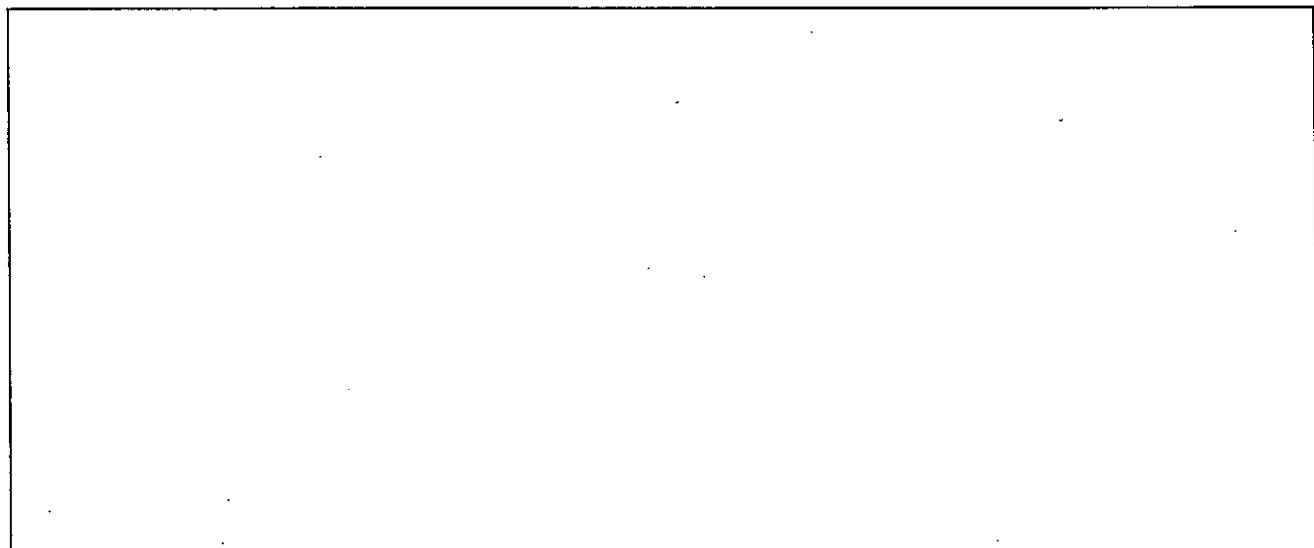
水道法では受水槽（水タンク）の有効容量が10トンを超えるものを「簡易専用水道」と呼び、清掃、定期検査などの規制を設けています。家庭等で設置している受水槽はタンクの有効容量が10トン以下のものが大半ですが、構造や機能は「簡易専用水道」と同じですので同様な管理が必要です。

受水槽（水タンク）などの施設の管理が不十分な場合、赤サビ等がタンクの底に溜ったり、強い日差しがタンクを透過した結果タンクの内部で藻が発生したりすることが多く見受けられます。（写真参照）これらは、異臭味の原因となることがありますので、年に少なくとも1回は清掃を行うことが好ましいでしょう。又、藻や赤水による汚れ以外にも目には見えない水質の異常がないか、施設に不備な所はないかを年に1回は調べることも大切です。

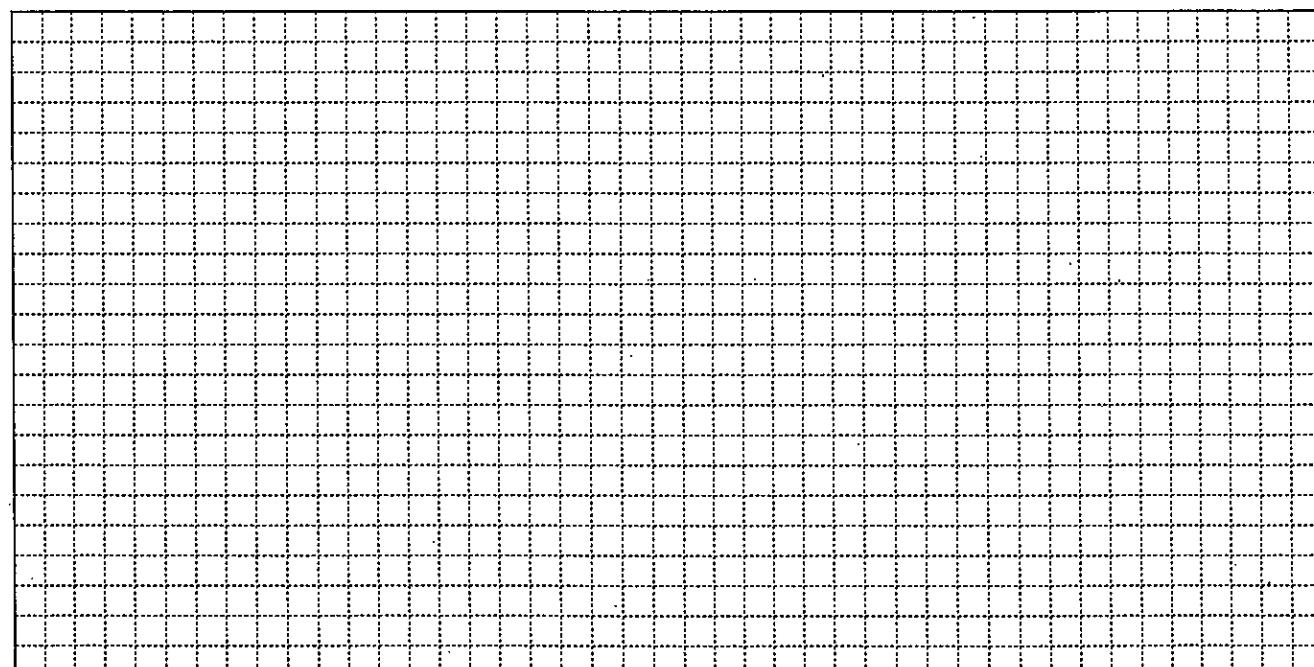
簡易専用水道の設置場所見取り図



配置図、構造図



給配水管系統図



平成 年 月 日

簡易専用水道設置届

福祉保健所長

殿

設置者：住所

氏名

TEL

下記のとおり簡易専用水道を設置しますので報告します。

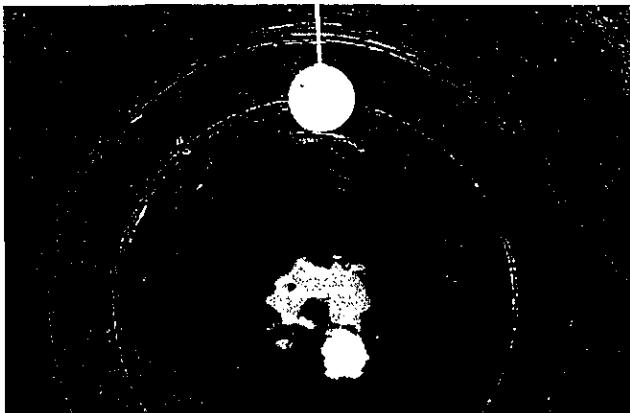
記

名称			
所在地	(TEL)		
規模・構造	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート 木造・その他 ()	延べ床面積 m ²	地上 階・地下 階
種類	官公庁・事務所・住宅・旅館・集会場・飲食店・その他		
管理者	住所		
	氏名	(TEL)	
予定給水人口	人	予定給水世帯数	世帯
供給を受ける 水道名		ビル管理法の 適用の有無	有・無
	受水槽	高置水槽	着工年月日
設置場所	屋内・屋外・屋上 地上型・地下型・半地下型	屋内・屋外・屋上	
材質	RC・FRP・ステンレス・その他	RC・FRP・ステンレス・その他	完成(見込)年月日
有効容量 (m ³)	W L H 有効容量 ()	W L H 有効容量 ()	
滅菌設備	有・無	有・無	給水開始(予定)年月日
揚水ポンプ能力			
備考			

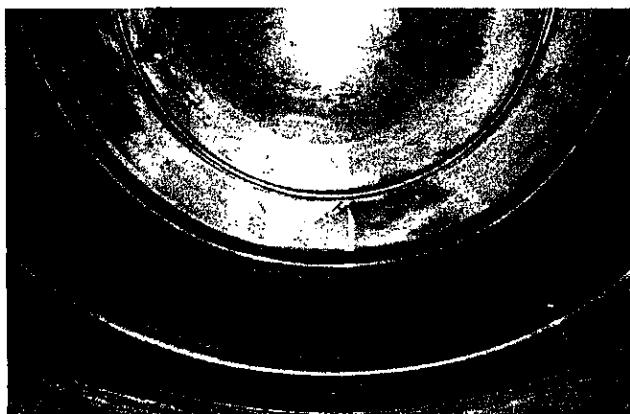
※添付書類：1. 簡易専用水道の設置場所見取り図、2. 配置図、3. 構造図、4. 給配水管系統図

藻の発生

(清掃前)



(清掃後)



赤サビ

(清掃前)



(清掃後)



※写真はいずれも水タンクの底の部分

こんなときは福祉保健所に

受水槽式給水について、何かわかりにくいことが
ありましたら、どうぞ気軽に所轄の福祉保健所・
水道局にご相談下さい。



北部福祉保健所生活環境課
☎ 0980-52-2636

中部福祉保健所生活環境課
☎ 098-938-9787

中央保健所生活環境課
☎ 098-836-1340・1341

南部福祉保健所生活環境課
☎ 098-889-6799

宮古福祉保健所生活環境課
☎ 0980-72-2420

八重山福祉保健所生活環境課
☎ 0980-82-3240

簡易専用水道について

受水槽式による飲料水の供給施設のうち受水槽の有効容量、つまり最高水位と最低水位の間の水量が10トンを超えるものを水道法では「簡易専用水道」として、清掃、定期検査などの規制が設けられています。(主にマンションや事業所等に設置されているものをいいます。)

簡易専用水道の設置者に伴う義務

1 届出義務

施設を新たに設置する場合は、住所を所轄する福祉保健所長に届出を行わなければなりません。又、既に設置されている施設で届出を行っていないもの及び既存施設を変更しようとする場合についても同様です。(簡易専用水道取扱要領第3) (添付様式第1号) (様式3号)

2 検査義務

1年以内に1回は水道法第34条の2第2項に定める厚生労働大臣登録機関の検査を受けなければならない。(水道法第34条の2第2項、簡易専用水道取扱要領第7) (厚生労働大臣登録機関)

(財) 沖縄県環境科学センター	浦添市経塚720	☎ 098-875-1941
-----------------	----------	----------------

(平成16年12月現在)

3 清掃義務

1年以内に1回は清掃をしなければならない。(水道法施行規則第55条第1項第1号、簡易専用水道取扱要領第5)

(相談先)

(社) 沖縄県ビルメンテナンス協会	那覇市曙2-27-14	☎ 098-861-2742
沖縄県高压洗浄事業協同組合	糸満市西崎町3-75	☎ 098-992-1555
その他知事登録を受けている清掃業者		

4 給水停止義務

設置者は供給する水が人の健康を害する恐れがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水の使用が人体に害を及ぼす恐れがある旨を関係者(使用者)に周知させる措置を講じなければならない。(水道法施行規則第55条第1項第4号)

違反した場合の措置

以上の義務に違反した場合には給水停止及び罰金処分をうけることがあります。(水道法第37、53及び54条、簡易専用水道取扱要領12第3)

沖縄県福祉保健部業務衛生課 那覇市泉崎1丁目2番2号 TEL098-866-2215

厚生労働科学研究・研究委員会
委員長 麻布大学教授 早川哲夫

貯水槽水道に関するアンケート調査のお願い

残暑お見舞い申し上げます。

さて、私どもでは、厚生労働省の委託を受けて、マンションに設置されている貯水槽水道（国が定める水道法では、水道部局の管理する水道の本管を通じて送水された浄水をマンション内で一時的に貯留するために貯水槽（地上又は、地下に設置された受水槽と各戸へ給水するために屋上に設置される高置水槽の両方を指します。詳しくは、別紙資料をご参照下さい。）につきまして、その管理状況を調査し、居住者の方々が衛生的な管理を行い、おいしくて安全な水を確保できるよう、管理マニュアルを作成することとしております。

つきましては、マンションでの管理の実情を把握するため、(社)高層住宅管理業協会のご協力をいただき、マンション管理会社の方々を通じて、各管理組合の代表者の方々にアンケート調査をお願いすることといたしました。

ご承知のとおり、わが国の水道は、優れた設備とシステムで形成され、世界に誇れるトップレベルにあります。そして、その普及率もすでに97%を越え、国民生活に不可欠なライフラインとなっています。

しかしながら、マンションなどの貯水槽水道については、マンションの施設の一部であり、マンションの共用施設として、管理組合が管理する施設となっています。以前は、管理が十分行き届かず、カラスやねずみの死骸が入っていたりした事例もあったため、昭和53年に水道法の改正が行われ、受水槽の有効容量が10トン以上の施設については、年1回以上第3者機関による検査を受けることが義務付けられました。10トン以下の小規模の受水槽についても、平成10年の水道法改正で水道部局との契約書の中で、管理の分担を明確化されました。しかし、制度は整備されたものの、実態は、なかなか管理が行き届かず、とりわけ、10トン未満の小規模施設では、全国の約90万施設のうち、検査が行われている比率は、厚生労働省の調査では、僅か3%に過ぎないとされています。

せっかく、水道部局から安全でおいしい水が送られているにもかかわらず、マンションの建物内の水道施設の管理が不十分では、衛生管理上問題が生ずる懸念も指摘されています。

厚生労働省では、このような状況を一日も早く改善する必要があると考え、そのため

の実態把握と、マンション所有者・管理者のためのマニュアル作成を進めることとしております。

皆様には、お忙しい中をまことに恐縮に存じますが、どうかこの調査の趣旨をご理解いただき、貴社が管理業務を受託されているマンションの管理組合役員の方からアンケート調査へのご回答を賜りたく、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、本調査の目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しないことをお約束いたしますので、どうぞご安心の上ご回答いただきますようお口添えいただきたく併せてお願ひ申し上げます。

また、各管理組合の役員様から回収していただきました調査票につきましては、添付の封筒にまとめて封入の上、11月15日迄にご投函いただきますようお願ひ申し上げます。

マンション管理組合役員の皆様へ

厚生労働科学研究・研究委員会
委員長 麻布大学教授 早川哲夫

貯水槽水道に関するアンケート調査のお願い

ようやく秋の気配がやってまいりました。

さて、私どもでは、厚生労働省の委託を受けて、マンションに設置されている貯水槽水道（国が定める水道法では、水道部局の管理する水道の本管を通じて送水された浄水をマンション内で一時的に貯留するために貯水槽（地上又は、地下に設置された受水槽と各戸へ給水するために屋上に設置される高置水槽の両方を指します。詳しくは、別紙資料をご参照下さい。）につきまして、その管理状況を調査し、居住者の方々が衛生的な管理を行い、おいしくて安全な水を確保できるよう、管理マニュアルを作成することとしております。

つきましては、マンションでの管理の実情を把握するため、(社)高層住宅管理業協会のご協力をいただき、マンション管理会社の方々を通じて、各管理組合の代表者の方々にアンケート調査をお願いすることといたしました。

ご承知のとおり、わが国の水道は、優れた設備とシステムで形成され、世界に誇れるトップレベルにあります。そして、その普及率もすでに97%を越え、国民生活に不可欠なライフラインとなっています。

しかしながら、マンションなどの貯水槽水道については、マンションの施設の一部であり、マンションの共用施設として、管理組合が管理する施設となっています。以前は、管理が十分行き届かず、カラスやねずみの死骸が入っていたりした事例もあったため、昭和53年に水道法の改正が行われ、受水槽の有効容量が10トン以上の施設については、年1回以上第3者機関による検査を受けることが義務付けられました。10トン以下の小規模の受水槽についても、平成10年の水道法改正で水道部局との契約書の中で、管理の分担を明確化されました。しかし、制度は整備されたものの、実態は、なかなか管理が行き届かず、とりわけ、10トン未満の小規模施設では、全国の約90万施設のうち、検査が行われている比率は、厚生労働省の調査では、僅か3%に過ぎないとされています。

せっかく、水道部局から安全でおいしい水が送られているにもかかわらず、マンションの建物内の水道施設の管理が不十分では、衛生管理上問題が生ずる懸念も指摘されています。

厚生労働省では、このような状況を一日も早く改善する必要があると考え、そのため

の実態把握と、マンション所有者・管理者のためのマニュアル作成を進めることとしてあります。

皆様方には、何かとお忙しい中をまことに恐縮に存じますが、どうかこの調査の趣旨をご理解いただき、マンションの管理組合役員の方々から本アンケートにご回答賜りたく、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、本調査の目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しないことをお約束いたしますので、どうぞご安心の上ご回答いただきますようお願い申し上げます。

また、本調査票につきましては、管理業務を受託されている管理会社の方々を通じて回収させていただきますので、10月末日迄に管理会社の方にお渡しいたしますようお願い申し上げます。

貯水槽水道についてのアンケート調査

厚生労働科学研究委員会

(最初に、管理会社の方にお尋ねします。)

質問1 このマンションの所在地と戸数をお教えください。

回答 所在地 (都道府県 区、市、町)、
戸数 (戸)

質問2 貯水槽の規模をお教えください。

回答 (m³)

質問3 あなたが設置又は管理しておられる貯水槽水道の種類は、次のうちのどれですか。

回答 ア. 簡易専用水道 イ. 小規模貯水槽水道 ウ. その他 ()

(以下の質問は、管理組合の代表者の方にお尋ねします。)

質問4 あなたのマンションに貯水槽水道があることをご存知ですか。

回答 ア. 知っている イ. 知らない

質問5 貯水槽水道については、マンションの建物設備の一部という性格から、水道部局ではなく、マンションの管理組合が管理を行うこととなっていますが、このことをご存じでしたか？

回答 ア. 知っている イ. 知らない ウ. その他 ()

(＊ 質問5で「知っている」と答えた方は次の質問6にご回答ください。)

質問6 どこで知りましたか。

回答 ア. 行政機関 イ. 検査機関 ウ. 管理会社 エ. 清掃会社
オ. その他

質問7 貯水槽水道の管理を実施していますか。(実施の場合は、その内容を回答して下さい。)

回答 ア. 実施している [内容 a. 設備点検 b. 水質検査
c. その他 ()]

イ. 実施していない

(＊ 質問7で「実施していない」と応えた方は、次の質問8にご回答ください。)

質問8 管理していない理由は何ですか。

回答 ア. 特に管理しなくても問題ないと思っている。

イ. 管理すべきとの指導を受けていない。

ウ. その他（具体的に：

)

質問9 貯水槽水道の検査を受けていますか。（受けている場合は、頻度をご回答ください。）

回答 ア. 受けている [頻度 a. 年1回以上 b. 数年に1回]

イ. 受けていない

(＊ 質問9で「受けている」と答えた方は次の質問10にご回答ください。

「受けていない」と答えた方は質問11にご回答ください。)

質問10 検査機関の対応に満足していますか。（満足していない場合は、その理由を回答して下さい。）

回答 ア. 満足している

イ. 満足していない

(＊ 質問10で「満足していない」と答えた方は次の質問12にご回答ください。)

質問11 検査機関の検査を受けていない理由は何ですか。

回答 ア. 検査しなくても問題がないと思っていた。

イ. 指導を受けていない。

ウ. その他（具体的に：

)

質問12 検査機関の検査に満足していない理由は何ですか

回答 ア. 料金が高い

イ. 説明が不十分

ウ. 適切な改善方法を示してもらっていない

エ. その他（具体的に：

)

質問13 貯水槽水道の掃除を実施していますか。（実施の場合は、回数をご回答ください。）

回答 ア. 実施している [回数 a. 年1回以上 b. 数年に1回]

イ. 実施していない

(＊ 質問13で「実施している」と答えた方は次の質問14にご回答ください。

「実施していない」と答えた方は、次の質問16にご回答ください。)

質問14 清掃会社の対応に満足していますか。(満足していない場合は、その理由を回答して下さい。)

回答 ア. 満足している

イ. 満足していない

(* 質問14で「満足していない」と答えた方は次の質問15にご回答ください。)

質問15 清掃会社の対応に満足していない理由は何ですか。

回答 ア. 料金が高い

イ. 説明が不十分

ウ. きれいにならない。消毒が不十分

エ. その他 (具体的に:)

質問16 貯水槽の清掃を実施していない理由は何ですか。

回答 ア 特に清掃をしなくても問題がないと思っていた

イ 清掃をすべきだという指導を受けていない。

ウ 清掃しなくてもきれいだと思っている

エ その他 (具体的に:)

質問17 上記の他に関連した事柄でお気づきの点がありましたら、ご自由にご記入下さい。

以上でアンケートを終わります。調査にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

なお、このアンケート調査票は、平成17年10月末日までに、本調査票をお持ち
いただきました管理会社の方にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

またご質問等がございましたら

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6 (財)日本環境衛生センター内
全国給水衛生検査協会 担当:島田までお願い申し上げます。

(Tel: 044-270-4375, Fax: 044-270-4376, E-mail: shimada@kyueikyo.jp)



United States
Environmental Protection
Agency

Community Water System Survey 2000

Volume I: Overview